

第176号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市野母崎高浜海岸交流施設)

	ページ
1 施設の概要	2~6
2 次期指定管理者の選定に係る変更	6
3 指定管理者候補者の概要	7
4 指定の期間	7
5 指定管理者候補者の選定について	7~11

【参考】

(1) 事業計画書	12~28
(2) 指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)	29~30
(3) 募集要項、仕様書	31~47

水産農林部

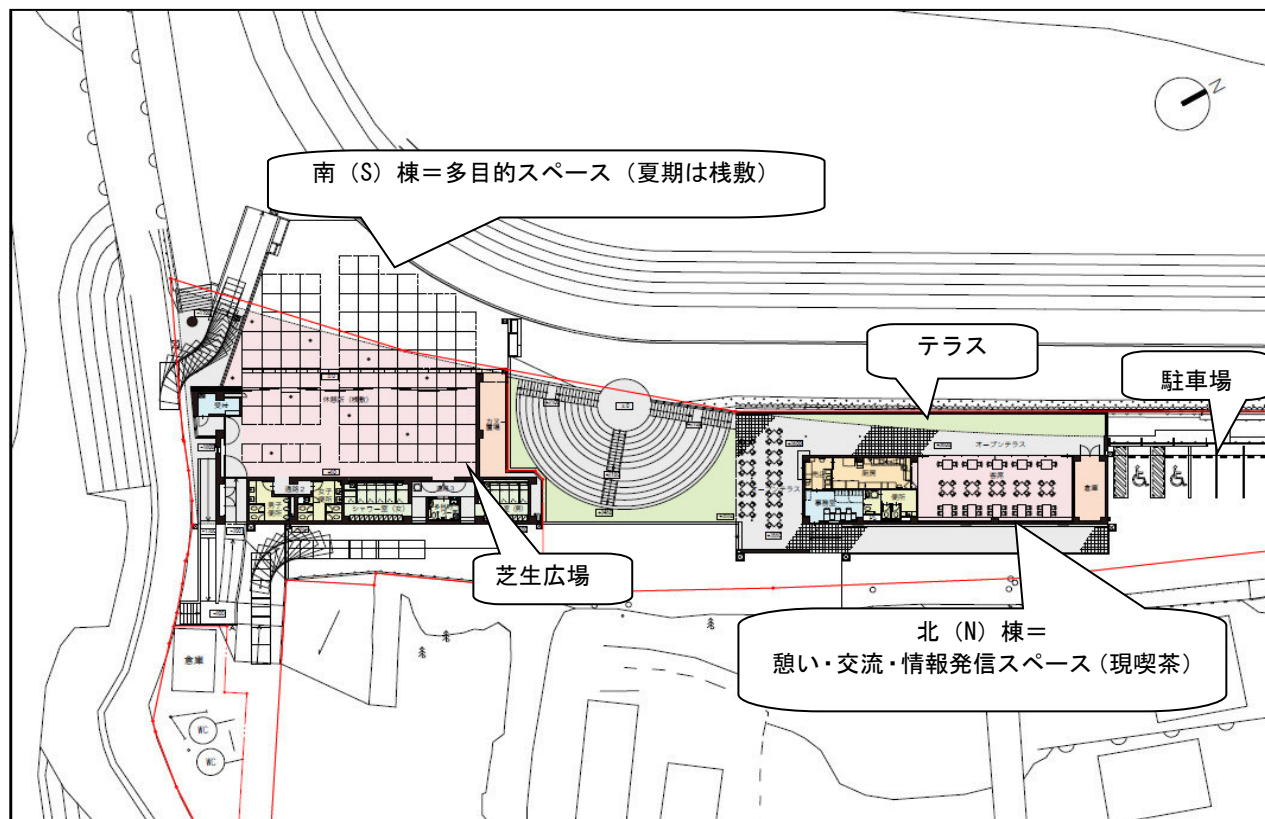
令和5年12月

1 施設の概要

(1) 位置図



(2) 施設平面図等



憩い・交流・情報発信スペース（現喫茶）



憩い・交流・情報発信スペース（現喫茶）



多目的スペース（栈敷）



多目的スペース（栈敷）



- (3) 名 称 長崎市野母崎高浜海岸交流施設
 (4) 所在地 長崎市高浜 3963 番地 3 ほか
 (5) 設置年月日 平成 26 年 7 月 15 日
 (6) 設置目的 市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資する。

(7) 主な施設内容

構造		鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積		892 ㎡
施設内容	南 (S) 棟	多目的スペース (夏期は栈敷として利用)、シャワー・更衣室、トイレ、カヌー艇庫、芝生広場
	北 (N) 棟	憩い・交流・情報発信スペース、テラス、事務室、厨房、トイレ、倉庫、円形階段
	その他	駐車場

- (8) 開場時間 (基準) 午前 10 時から午後 6 時までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間以上
 (9) 休 場 日 (基準) 年末年始及び毎週火曜日 (夏期は休場日なし)
 (10) 利用料金 (基準)

事項		金額
多目的スペース (夏期以外)		2,619 円/時間
多目的スペース (夏期の栈敷、テラス)	一般	830 円/日
	小中学生	410 円/日
駐車場	普通・小型・軽自動車	520 円/回
	二輪自動車	260 円/回
附属設備	温水シャワー	100 円/回
	コインロッカー	200 円/回
	カヌー 1 人乗り	523 円/時間

	カヌー2人乗り パラソル	785円／時間 628円／日
--	-----------------	-------------------

(11) 利用者数

(単位：人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
栈敷等	5,769	4,795	6,130	6,107	4,547	3,115	1,789	1,701	2,507
喫茶	6,728	10,766	8,524	6,637	4,861	5,704	4,779	4,372	5,035
利用人数	12,497	15,561	14,654	12,744	9,408	8,819	6,568	6,073	7,542

(12) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	9,582	11,510	11,510	11,510	11,510	11,455	11,450	11,450	11,450

※修繕に係る委託料を除く

※新型コロナウイルス感染症に伴う増額は除く

(13) 利用料金収入

(単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	4,272	2,891	3,747	3,616	2,797	2,336	1,400	1,340	1,865

2 次期指定管理者の選定に係る変更

- (1) 変更点 指定管理業務として位置づけている喫茶業務について、喫茶（飲食）に限定せず、地域活性化に資する自由な事業を指定管理者の提案に基づき実施する。
- (2) 変更理由 恐竜パークの開設や近隣の民営飲食店舗の充実など、施設を取り巻く環境が変化している。そのようななか、地域と連携したさらなる地域振興を推進するため、民間活力による施設の効果的な活用を行うもの。

3 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 株式会社 t o i t o i t o i
- (2) 所 在 地 長崎市茂木町 2190 番地 11
- (3) 代 表 者 代表取締役 大島 徹也
- (4) 設立年月日 平成 12 年 5 月 17 日
- (5) 主 な 事 業
 - ア 不動産の保有、売買、賃貸借、管理及び仲介に関する業務
 - イ 経営及び不動産活用に関するコンサルタント業務
 - ウ インターネットを利用した不動産情報の提供
 - エ 地域活性化事業
 - オ 街並み整備事業
 - カ 宿泊施設、飲食店、土産品店の経営
 - キ 一般酒類小売業
 - ク 各種イベントの企画、立案、運営及び受託に関する業務
 - ケ 労働者派遣事業

4 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 指定管理者候補者の選定について

- (1) 選定の方法 公募（利用料金制導入）
- (2) 選定の経過
 - ア 応募団体数 3 団体
 - イ 提案の概要
 - (ア) 提案内容 ※【参考】(1) 事業計画書（12 ページ～28 ページ）のとおり

(イ) 候補者提案額

(単位：千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
14,924	14,924	14,924	14,924	14,924	74,620

※委託料上限額：76,925千円（5年間分）

【候補者提案額の内訳】

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
利用料金 収 入	棧敷利用料	1,920	2,200	2,200	2,200	2,760	11,280
	駐車場利用料	320	350	350	350	425	1,795
	附属設備利用料	535	665	665	665	865	3,395
	合計(A)	2,775	3,215	3,215	3,215	4,050	16,470
支 出	人件費	9,879	9,879	10,141	10,272	10,649	50,820
	需用費	2,795	2,780	2,780	2,780	2,830	13,965
	役務費	1,035	1,035	1,028	997	1,405	5,500
	委託料	2,370	2,825	2,570	2,470	2,470	12,705
	その他	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	8,100
	合計(B)	17,699	18,139	18,139	18,139	18,974	91,090
市所要額(B-A) (指定管理委託料)		14,924	14,924	14,924	14,924	14,924	74,620

【参考：地域振興に資する自由な提案に基づく事業の収支】

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	ドリンク	2,450	2,800	2,800	2,800	2,800	13,650
	レンタル	600	600	600	600	600	3,000
	合計	3,050	3,400	3,400	3,400	3,400	16,650
支 出	人件費	840	1,260	1,260	1,260	1,260	5,880
	需用費	1,065	1,235	1,235	1,235	1,235	6,005
	役務費	340	340	340	340	340	1,700
	委託料	110	110	110	110	110	550
	その他	678	414	414	414	414	2,334
	合計	3,033	3,359	3,359	3,359	3,359	16,469
収 支		17	41	41	41	41	181

【参考：自主事業の収支】

(単位：千円)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	合計
収 入	駐車場料金	680	750	750	750	850	3,780
	マリングッズ レンタル	1,360	1,480	1,480	1,480	1,560	7,360
	合計	2,040	2,230	2,230	2,230	2,410	11,140
支 出	人件費	600	700	700	700	700	3,400
	需用費	692	692	582	582	582	3,130
	役務費	220	220	220	220	220	1,100
	委託料	440	440	440	440	440	2,200
	その他	80	80	80	80	80	400
	合計	2,032	2,132	2,022	2,022	2,022	10,230
収 支		8	98	208	208	388	910

(ウ) 目標利用者数 (候補者提案数)

(人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
多目的スペース (夏期の積敷利用者数)	3,500	4,000	4,000	4,000	5,000
地域活性化に資する自由な 提案に基づく事業利用者数	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000

ウ 指定管理者候補者選定審査会による審査

(ア) 審査委員の人数 5人

	氏名	団体名
会長	西村 宣彦	国立大学法人 長崎大学経済学部
委員	小疇 覚	九州北部税理士会長崎支部
委員	岩本 諭	つくるのわデザイン
委員	古賀 典明	(一社)長崎国際観光コンベンション協会
委員	山崎 聡	(一社)野母崎産業活性化協会

(イ) 審査経過

回数	開催日	内容
第1回	令和5年7月26日	【委員4人出席】 ・会長及び職務代理者の選出 ・指定管理者制度等の概要説明、募集要項等についての協議
第2回	令和5年8月16日	【委員4人出席】 ・現地視察 ・面接審査方法についての協議
第3回	令和5年10月28日	【委員4人出席】 ・審査方法等確認 ・面接審査、指定管理者候補者団体の選定

(ウ) 審査報告書の概要

※【参考】(2) 指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)(29ページ~30ページ)のとおり

【参考】(1) 事業計画書

事業計画書

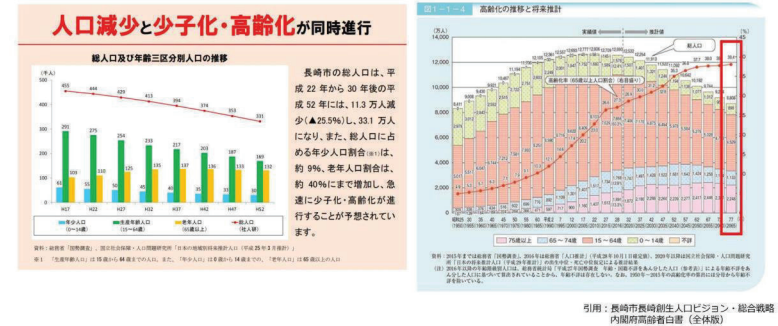
申請年月日 令和5年10月10日

施設名	長崎市野母崎高浜海岸交流施設		
団体名	株式会社 toitoitoi		
代表者氏名	大島 徹也		
所在地	長崎市茂木町 2190-11	電話番号	095-836-2920
E-mail	t-oshima@nagasakihouse.com	FAX 番号	095-836-0450
現在運営している施設	所在地	主な業務内容	運営期間
NAGASAKIHOUSE ぶらぶら	長崎市茂木町	宿泊施設	自 2015年 8月 至 年月
月と海	長崎市茂木町	宿泊施設	自 2020年 12月 至 年月
オープンイノベーション拠点 MogiNote	長崎市茂木町	コワーキングスペース	自 2021年 10月 至 年月
			自 年月 至 年月
事業計画 (別紙可)			
1 施設の設置目的と計画			
施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的(※)に沿った成果が得られる事業計画について下記の点をふまえて記載してください。			
設置目的 交流施設は、市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に寄与する目的で平成26年7月に開設した施設です。			
			

計画策定にあたっての現状・課題認識

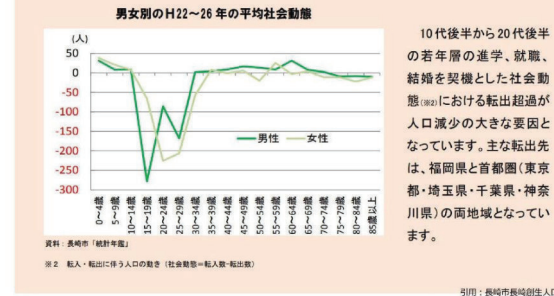
長崎の現状-人口-

2040年時点で全国平均の2065年時点よりも高水準まで高齢化が進行



長崎の現状-人口-

若年層の転出超過が大きな課題



長崎市の人口は少子高齢化が急速に進行し、特に若年層の転出超過が課題となっている。また、野母崎エリアの特徴として雇用の受け皿が少ないこともあり、若年層の人口流出が顕著となっている。さらに人口減少に伴い、地域コミュニティの衰退、空家の増加、農林水産業従事者の減少等も課題となっている。

また、今回の指定管理の応募にあたり当施設に対する地域住民、事業者の方にヒアリングをしました。

地域の声

- ・夏以外もイベントをしたり、施設全体をうまく活用したら訪れる人も増えるのではないか。
- ・アイデアはあるがどこに相談したらいいかわからない。
- ・自店舗内で飲食を出来るスペースが少ないため持ち込みができる場所があると嬉しい。
- ・気軽に立ち寄れる休憩場所がほしい。
- ・ビーチや芝生エリアを活用してイベント（ダンス、ビーチバレー）を開催したい。
- ・創業の相談を受けるがどこに相談したらいいかわからない。
- ・しばらく空家になっている自宅の処分に困っている。

私たちは当施設の設置目的と現状・課題認識に基づいて、「誰もが気軽に訪れる事ができる場」の創出を行い、ひいては持続化可能な地域づくりを実践していきます。
夏場の海水浴場の運営はもちろんのこと、年間を通じて多くの方が訪れるように交流の場にするために以下の通り事業計画を策定・実施します。

事業計画

年間通じて沢山の方が訪れる空間づくりを作るためにまずは当施設の認知度向上を図るべく以下の通り、イベントの開催や情報発信に力を入れます。

年間を通じた魅力的なイベントの開催

①地元の高齢者向けのイベント

将棋や囲碁の交流大会開催や、地元の福祉施設と連携したイベントの開催などを通し、地元の高齢者が楽しめる場を提供する。



②ゴミ拾いイベント（環境教育プログラム）

学生などの一般参加者と地元住民が高浜ビーチを中心に清掃活動を行う。地域清掃活動により、地域の環境美化に努めると同時に漂流ゴミなどの環境問題について考えてもらう場を設ける。

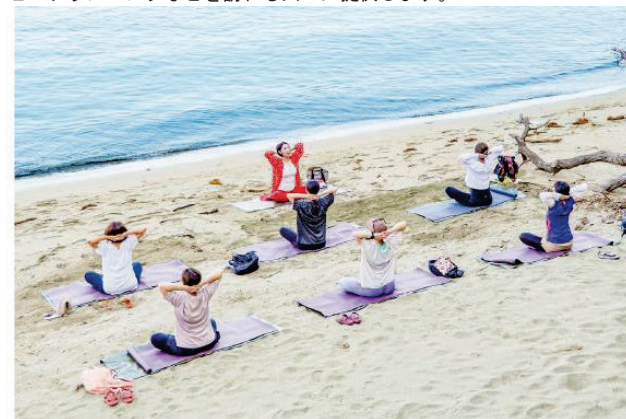
③マルシェの開催

地域事業者が中心のマルシェを開催し、野母崎地域外の人々が野母崎を知り、魅力に気づける機会を設ける。さらに、このイベントは地域事業者同士の交流の場としての役割も果たす。



④ビーチヨガ（アウトドアフィットネスイベント）

アウトドアフィットネスは、ヨガなどのスポーツによる体力向上、健康増進を促し、さらに地域の自然資源を活かしたスポーツ創出による地域活性、環境保全意識向上に寄与する。高浜海水浴場は軍艦島を一望できる綺麗なビーチを有しており、この資源を活かし、ビーチヨガやビーチランニングなどを訪れる人々に提供します。



⑤音楽イベントを開催

雄大な自然に囲まれた広々としたビーチに有名ミュージシャンや地元ミュージシャンを招待し、音楽イベントを開催する。

⑥チャレンジショップ

「チャレンジショップ」イベントは、地域の住民や起業家に、新しいアイデアや商品をローカルコミュニティに低リスクで提案する機会を提供する。出店者は新製品やアイデアを展開・販売し、実際の市場から直接フィードバックを得ることができ、ビジネススキルを実践的に磨くことができる。一方、訪問者は新しい製品やサービスを先取り体験し、地域経済をサポートする機会を得る。



⑦1日限定青空レストラン

壮大な自然の風景を背に、ビーチでの青空レストランは地元の食材を活かし、参加者に独特の味わいを提供する。この機会が、美しい海辺での格別な料理体験とともに、記憶に残る特別な時間となる。



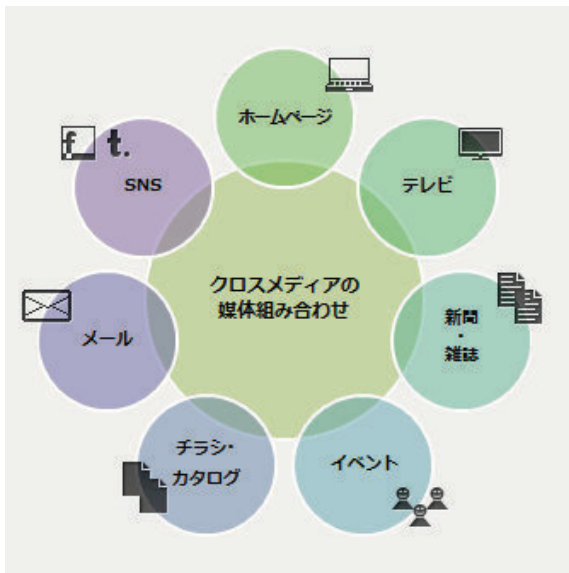
⑧ビーチウエディング

特色ある自然資源を活かした唯一無二の結婚式の場を提供する。



他にも恐竜パークと連携した宝探しイベントやビーチパレー大会等様々な企画を考えております。

クロスメディアによる定期的な情報発信



長崎市南部地区限定の雑誌へ特集ページを定期掲載
 現在野母崎地区には多くの方が手に取る無料雑誌があり、そことタグを組んで
 地域の方に当施設の施設情報やイベント情報を発信します。



公式 HP・パンフレットの作成
 公式 HP 施設情報やイベント情報な基本情報やリアルタイム情報を掲載

SNS の活用
 公式インスタグラム等の立ち上げ、更新作業を行い活発に発信します。市民の方に影響力のあるインフルエンサーと連携して拡散に努めます。

kyushu_me フォロー中 ✓ メッセージを送信
 mo
 投稿392件 フォロワー5.8万人 フォロー中765人



九州Memo | 福岡・佐賀・長崎 🍓
 29,153,495
 \九州のお出かけ好きに見てほしい！/
 * 家族・友達に教えたいくなる 📍
 * 最新グルメ・お出かけ情報をお届け！
 * フォローしてチェックしてみてくださいね 🍓

Profile
 ▶2000(23)
 ▶長崎生まれ長崎育ち 🏠
 ▶長崎⇄九州各地巡ってます 🍓

撮影・お仕事のご相談はDMまで！



施設内向け情報発信

デジタルサイネージの設置を行い、タイムリーな観光スポット、グルメ、イベント等の情報を発信します。

また、イベント時には WEB メディア、テレビ局、新聞社とのネットワークを生かしてイベントの特性に合わせてタイムリーな情報を積極的な発信を図ります。

2 提案事業の運営

交流スペースにおいて年間を通して実施する「地域振興に資する自由な提案に基づく事業」について記載してください。

【5 基本方針】にも記載の重点事業を推進する場としてコミュニティカフェ及びオープンイノベーション拠点を運営します。

拠点の機能について

コンシェルジュを配置

ドリンク、軽食の提供。

フードの持ち込み歓迎

レンタル事業（場所貸し）

よろず相談（移住相談、起業相談）

会員制度の導入

特典例）月に 1 回オンライン相談、ミートアップイベントへの優先参加、関連イベントの情報提供

重点事項

①多様な人が集まる空間づくり

私たちは、単なる交流施設ではなく訪れる人同士が交流して新しい繋がりやチャレンジしたい人を応援するコミュニティカフェを作ります。

人が集まるための施策としてコンシェルジュ配置。

コンシェルジュを配置することで、初めて訪れる人も野母崎地区の観光情報や人とのつながりができ、次の来訪が期待されます。

また、気軽に立ち寄れる場所にするための取組みとしてカフェを利用しない方も施設を利用してゆっくり過ごしたり、おしゃべりを楽しむことができますようにします。

②地域課題を解決するための学びの場の提供

本事業を通じて、地域課題などに興味を持ってもらい、地域課題の解決にチャレンジする人をサポート及び増やすためのきっかけを提供します。

いきなり何を始めるには少しハードルが高いけど、ちょっと気軽に相談してみたい。

そのようなニーズを満たすためによろず相談窓口（移住相談、起業相談）を設置します。

まずはコンシェルジュが窓口となり、相談内容に応じて対面、オンラインでお話をさせていただきます。

③地域課題に基づいたプロジェクトの立ち上げ・支援

必要に応じて、地域課題の解決を目指すための中間支援機関として

プロジェクトの立ち上げやチャレンジしたい方のサポートを行います。

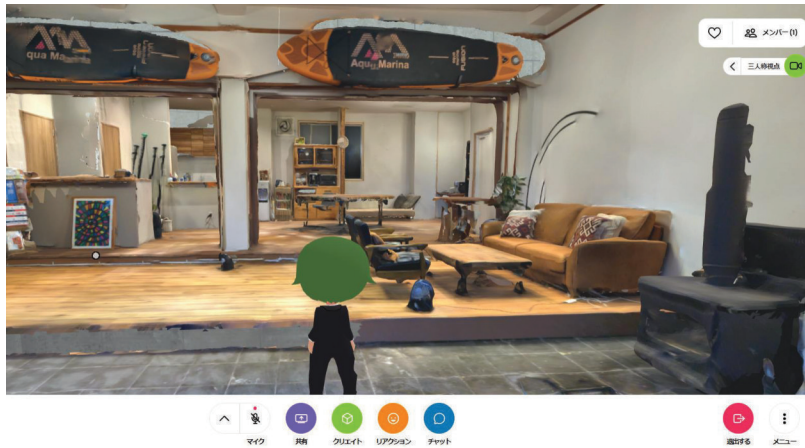
①、②のフェーズを経て地域課題の解決に向けてサポートします。

当社は茂木地区を拠点にまちづくり会社として長崎市、長崎県、金融機関、地元メディア、都市部企業と連携してオープンイノベーション拠点の立ち上げ、コミュニティ運営、各種実証実験を行ってきました。そこでのネットワークやノウハウを当施設も連携拠点と位置付けて必要に応じて支援をしていきます。

オープンイノベーション拠点開設イベント



シーエーシー様とメタバースの実証実験で連携



ワークデザインラボ様とのワークデザインスクールの立ち上げ

イベントに先立って、長崎市と一般社団法人Work Design Labの連携協定式が行われました。



Work Design Labには首都圏の上場企業勤務者やそのOBを中心に多様なスキルや影響力をもつ複業実践者約180名が所属しています。

今回の連携協定により、メンバーが有する知見やネットワークを活用しWork Design Labが進める地方での新規プロジェクトのモデル創りや、地域課題解決と人材育成を同時に実現する「Work Design School」の実施、長崎市へのサテライト拠点の設置などが予定されています。



NCC 様との実証実験

【6/18(土),19(日)開催】長崎文化横丁 in 茂木 長崎鮮魚やビール
1杯100円と大盤振る舞い！！

4. イベント

主催：NCC長崎文化放送

横丁 [長崎 文化横丁] 文化

2022年6月18日(土)-19日(日) in 茂木

無料送迎バス運行
長崎市中心部 ⇄ 茂木

ゆうこう真鯛
握り寿司3貫付



カネミツ様の土地活用支援



3 サービスの向上

過去の施設利用実績を踏まえた具体的な利用者数の見込みを提示してください。
また、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組み、交流人口拡大や野母崎地域の施設や資源、事業者等との連携した取組みについて、自主事業（詳細については「自主事業計画書（任意様式）」に記載）や「2 提案事業の運営」を含めて記載してください。

- ・内容に創意工夫が見られるか
- ・集客力のある提案か
- ・環境に配慮した持続可能な取組みがあるか
- ・サービスの対象者が明確か

KPI

利用者等目標数 令和10年度 11,000人
海水浴場利用者数 令和10年度 5,000人

ターゲットは

- ①長崎市民、
- ②長崎市に興味がある団体、個人

上記目標を達成するために

【1事業計画】に記載のイベントの企画・運営、情報発信
【2提案事業】に記載のコミュニティカフェ、イノベーション拠点の運営を実施します。

また、野母崎地区では既に恐竜パークの開設や魅力的な地域飲食の増加により観光客は増加傾向にあります。事業計画及び提案事業を実現するためには地域の方々の理解、地域事業者と緊密に連携を図りながら、事業を推進していくべきだと考えます。そこで以下の施策に力を入れます。

- ① 無料WiFiの整備
- ② 福祉施設、地元自治会と連携した高齢者向けアクティビティの提供
- ③ 教育機関と連携した環境教育プログラムの実施
- ④ 地域の事業者や恐竜パーク、行政機関、都市部企業との連携強化

に取り組んでまいります。

また、憩いの場そして交流の場として賑わいを創出に当たり当施設のホスピタリティも重要な要素となると考えており、野母崎地区の観光情報、歴史、文化を伝えられるように地元ガイドなどによるガイドツアー研修の実施や接客研修等顧客満足度を高めるための各種研修を定期的実施します。

自主事業

自主事業は以下の3つを想定しています。今後利用者や地域の声を反映しながら積極的に事業を展開します。

駐車場管理

テイクアウト中心の飲食店営業 ※ドリンク地元食材を使い、地元の飲食店と共同開発予定。



マリナグッツ等のレンタル事業

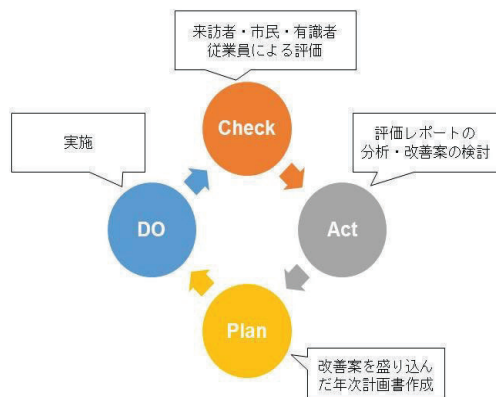


4 評価と改善

事業の評価・改善体制について記載してください。

当施設の評価については「来場者の視点」「市民の視点」「有識者の視点」を用いて PDCA マネジメントサイクルを構築し、評価を行う。

評価結果は毎年レポートにまとめ、それを基に関係者で話し合い改善策をとりまとめ、次年度の年度別計画へ盛り込みます。



評価方法 (Check)

来訪者	顧客満足度調査	毎年	スタッフによるアンケート調査実施。半期ごとに100人前後。
	Googleなどの口コミ分析		Googleの口コミ内容を分析する。
市民	市民アンケート調査	3年毎年	3年毎を目標に市民（特に周辺地域住民）に対してアンケート調査を行う。
有識者	関係者による評価	毎年	
	協力機関	毎年	外部からの評価する
従業員	従業員満足度調査	毎年	

5 基本方針

当該施設の管理運営業務について、施設の設置目的（※）を理解したうえでどのような基本方針・理念を持っているか記載してください。

(1) 基本理念

子どもからお年寄りまで、暮らす人が笑顔と元気を生み出すまちづくり

私たちは、野母崎高浜海岸交流施設（以下、高浜アイランド）の事業計画を作成するにあたり、地元野母崎の関係団体や個人のみなさまとのコミュニケーションを通じて、高浜アイランド・野母崎エリアの可能性について改めて実感することができました。

お話を伺いましたみなさま

南長崎商工会青年部
長崎半島活性化協議会
水仙マン
軍艦島クルーズ船：えびす丸
恐竜パーク
cafe mohala
野母崎海鮮食堂 王道庵
四川料理リンリン
きまま焙煎所

応援をいただく企業・団体のみなさま

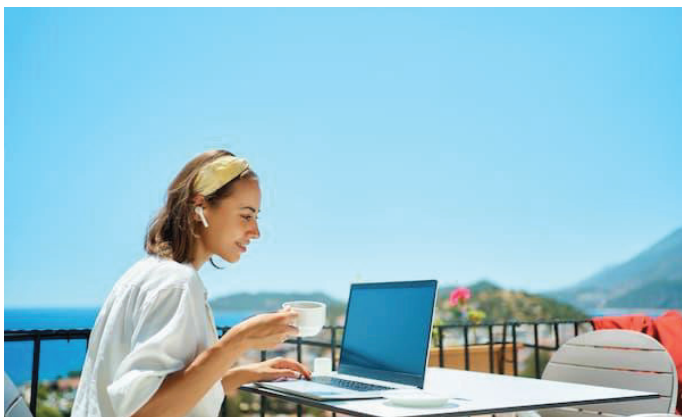
ファイブタックプラス
SLOW
長崎大学
ながさーち
ワイヤーママ
長崎まちねた
NCC
ナイガイクルー
ワークデザインラボ
シーエーシー

(2) 基本方針（重点事業）

私たちが本事業に応募したのは民間企業として利益を追求するものではありません。あくまでも野母崎地域の活性化、ひいては長崎市全体の地域活性化に貢献したい思いで以下の事業に取り組めます。

①多様な人が集まる空間づくり

私たちは、単なる交流施設ではなく訪れる人同士が交流して新しい繋がりがりやチャレンジしたい人を応援するコミュニティカフェを作ります。



②地域課題を解決するための学びの場の提供

本事業を通じて、地域課題などに興味を持ってもらい、地域課題の解決にチャレンジする人をサポート及び増やすためのきっかけを提供します。



地域課題に基づいたプロジェクトの立ち上げ・支援
必要に応じて、地域課題の解決を目指すための中間支援機関として
プロジェクトの立ち上げやチャレンジしたい方のサポートを行います。

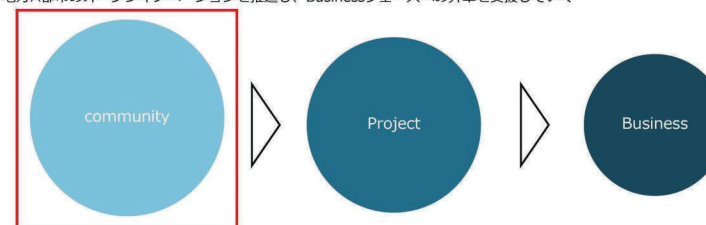


住みよい街でありつづけるには新しいチャレンジ（イノベーション）が生まれる環境（仕組み）がとても大切だと考えます。そのため私たちがチャレンジ（イノベーション）の各フェーズのイメージです。

イノベーション創出に必要な各フェーズ

CommunityからProjectが発生し、Businessを生んでいく

事業化ありきのものだけでなく、イノベーション創出に必要な各フェーズにおいて
地方×都市のオープンイノベーションを推進し、Businessフェーズへの昇華を支援していく

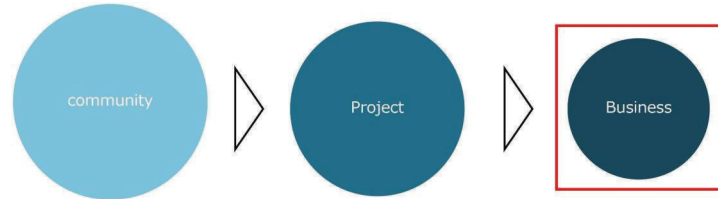


企業の新規事業創出チーム等、県内外から様々な視点、ソリューションを持った人々が集まり、「Community」が醸成されることでイノベーション創出の土壌が育ちあがる。醸成された「Community」は「イノベーター」と「地域」とのゲートの役割も担い、「イノベーション」と「地域経済」のつながりを強固にしていく。また、多様な価値観、ワーキングスタイルが集積することにより、若者向けに様々な将来の選択肢を示すこともできる。

イノベーション創出に必要な各フェーズ

CommunityからProjectが発生し、Businessを生んでいく

事業化ありきのものだけでなく、イノベーション創出に必要な各フェーズにおいて地方×都市のオープンイノベーションを推進し、Businessフェーズへの昇華を支援していく

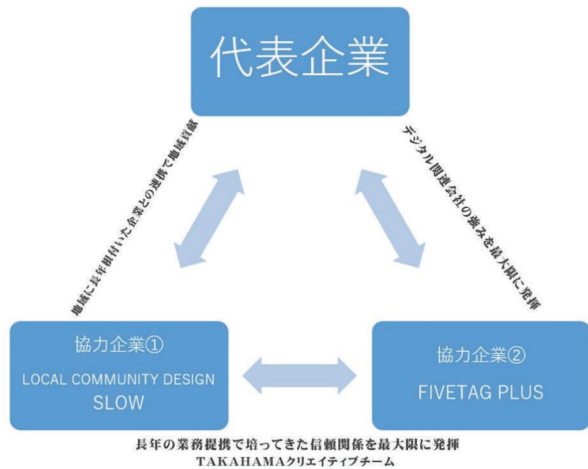


「Community」の醸成、また、それをベースとした「Project」が立ち上がれば「Business」の検討フェーズへ進むものがでてくる。事業化検討されるものは地方の課題に基づいたものであり、実装されれば地方課題の解決へと向かう。また、生まれたビジネスは地方発のイノベーションとなり、地域コバリューを増加させ、地方の産業振興に寄与するものとなる。

(3) 運営体制の考え方

代表（申請）企業 1社 協力企業 2社にて施設を効率的に運営します。

代表企業と長年地域に根付いた協力企業、更にはデジタル関連会社との連携によりDXへの取組強化を行います



施設の運営ノウハウを持った当社が交流施設全体の魅力付けを行うためのかじ取りを行います。
これまでの地方創生の取組を通じて既にコミュニティ活動を精力的に行っている個人、団体と多様なネットワークがあり、当社の強みである地域連携によるオープンイノベーションの取組みをさらに推進すべくナイガイクルーやワークデザインラボといった団体ともこれまでの以上に連携を強化していきます。

また、協力企業に野母崎地区で既に地域との関係性が深いローカルメディア（SLOW）長崎市内のデジタル関連企業（ファイブタックプラス）を入れ、効率的な運営を行います。

更には地域在住のインフルエンサー、そして新しい観光拠点である恐竜パークを初め様々な地域団体と連携を図るべく協議を重ねてきました。

- 協力企業の紹介
- ・ 協力企業：LOCAL COMMUNITY DESIGN SLOW

LOCAL COMMUNITY DESIGN SLOW

LOCAL COMMUNITY DESIGN SLOW について

日本のはじっこ、長崎市南部地区のディープなネタにこだわったローカルフリーペーパー「Hajikko」。2016年8月に創刊し、3ヶ月に1回季刊誌として発行しています。長崎市南部地区を中心に5,000部を配布し、地域の方々に親しまれています。また新たに発行した「NEED」では南部初エリア求人情報誌として地域に根付いた運営を行なっています。

地域情報
商店情報&イベント
地域に暮らす人々

・ Hajikko
・ NEED

高浜アイランド特集ページを毎月掲載

Hajikko 地域に根付いた情報誌として発行しているはじっこ
提案したイベントや施設紹介などを毎月掲載します

めっちゃ南部実行委員会との連携も強化

めっちゃ南部実行委員会
クリエイティブディレクター担当

南部エリア グルメ開発 → 南部エリア スポット開発 → 南部エリア 地域情報発信 空き家活用推進等

高浜アイランド
南部地区の情報発信基地へ

地域と連携した情報発信基地へと新たに生まれ変わります

・協力企業：FIVETAG PLUS

FIVETAG PLUS INC. について

高浜アイランドデジタル観光案内所
デジタルビジョンを設置し観光映像を映写
視覚的情報で野母崎地区の魅力を最大限にアピールします。また、様々なデジタルコンテンツと連携しDX化に寄与します。

各観光コンテンツの映像制作を担当

野母崎地区や南部エリア情報を映像化

デジタル観光コンテンツの制作に力を入れます

高浜アイランド公式ホームページの制作/運営

情報更新をダイレクトに行い、情報発信の拠点となるホームページを制作、各SNSとの連携も強化します

施設の魅力を随時更新更には地域情報を取り込み野母崎全体の情報発信します

アイデアを『カタチ』にする広告。効果の高い広告のご提案。広告戦略や1つのツールでは、なかなか結果の出せない時代になっています。『企業ホームページがある時代ですが、なかなか集客や直接収益につながる結果を出せていない企業が多いのが現状だと思えます。しかし、広告戦略やプロモーションの組み合わせを少し変えるだけで、結果は大きく変わります。そのためにも、ウェブという垣根を超え最適なツール最適なプロモーションでより効果を高めることで、収益性の高い広告制作をお手伝いさせていただきます。

日本のはじっこ 最西南端で デジタル技術を活用 最先端な取組

以上、当社が持つ既存のネットワークとこれから連携していく協力会社の方々と連携を図り当施設の持つ可能性を最大限に発揮したいと思えます。

6 平等利用の確保

施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策について記載してください。

平等利用に向けて、以下のような取り組みが考えられます。

①平等利用の確保の方針

長崎市野母崎高浜海岸交流施設は、多様な背景を持つ全ての人々が安心してアクセスし、利用できる空間でありたいという強い意志を持っています。私たちは、「平等」と「公正」をキーワードに、利用者一人ひとりが施設とサービスを等しく、公平に享受できるように方針を確立しています。これには、文化的な背景や身体的な制約にとらわれることなく、利用者がそれぞれのニーズに応じて施設を使用できるような取り組みを意味します。私たちの目標は、互いの違いを尊重し、それを可能な限りサポートすることで、当施設が持つポテンシャルを最大限に引き出し、全ての利用者が互いに協力し合いながら、豊かな経験をいただけることです。

②平等利用に向けた取り組み

当施設は、多様性を尊重し、誰もがアクセスしやすい環境を整備しています。バリアフリー設計や情報の透明性確保はもちろん、多文化を包摂する空間作りを進めています。利用者からのフィードバックを真摯に受け止め、施設改善に生かすことで、絶えず向上し続けるサービスを提供します。利用者それぞれのニーズを理解し、平等で公正な利用環境を保障するための施策を展開し、全ての人が心地よく利用できる施設を目指します。

平等利用規定

第1条 (目的)

本規定は、長崎市野母崎高浜海岸交流施設（以下、「当施設」という。）の利用において、平等かつ公正な利用ができるようにするために定めるものである。

第2条 (適用範囲)

本規定は、当施設の全ての利用者および利用団体に適用される。

第3条 (平等の原則)

当施設は、全ての利用者に対し、年齢、性別、国籍、宗教、障害の有無などを問わず平等に開放される。

特定の個人や団体を優先して施設を利用させることは原則として行わない。

正当な理由がない限り、利用者を拒否することはありません。

第4条 (利用の透明性)

利用可能な施設やサービス、利用料金、使用可能時間等の情報は、公正かつ透明に公開される。

利用申込みの状況や利用者の選定基準も明確にし、公平な利用が可能となるよう配慮する。

第5条 (アクセシビリティの確保)

当施設は、バリアフリーを考慮した設計となっており、障害のある方々も利用しやすい。

必要に応じて、補助犬の同伴や通訳サービスなどの提供も検討し、提供する。

第6条 (利用調整と拒否)

当施設の利用が一定の基準を超えた場合、適切に利用の調整を行う。

当施設の利用が公序良俗に反する場合や安全を脅かす行為が確認された場合、利用を拒否することができる。

第7条 (意見・苦情の受付)

利用者からの意見や苦情には、迅速かつ適切に対応し、施設の利用環境の向上を図る。

第8条 (規定の改訂)

本規定の改訂は、必要に応じて行われる。改訂が行われた場合は、適切な方法で速やかに公表する。

第9条 (施行)

本規定は、公表の日から施行する。

③平等利用に向けた研修の実施

ア) 行政実務研修 (2回/年)

この研修では、地方自治法を含む行政に関連する法律や制度について学びます。具体的な内容としては、以下のようなものが含まれます。

研修内容 (案)

地方自治法の基礎知識と理解
行政手続き、文書管理、情報管理の基礎
公共施設の運営管理における法令遵守
地方自治体の業務プロセスと行政サービスの提供
ケーススタディを通じた法令適用の理解深化

イ) 人権保護研修 (2回/年)

人権保護研修では、すべての人が平等に扱われるべきであるという原則を学びます。具体的な内容としては、以下のようなものが含まれます。

研修内容 (案)

人権の基本原則と国際人権法
差別やハラスメントの予防と対応
多様性とインクルージョンの推進
障害のある人々の権利と社会的インクルージョン
人権侵害事例の検討と人権保護のための行動計画の作成

ウ) 接客・接遇研修 (2回/年)

接客・接遇研修では、顧客対応とサービス提供における基本的なスキルや態度を学びます。具体的な内容としては、以下のようなものが含まれます。

研修内容 (案)

顧客のニーズの把握と適切な対応
サービスマインドの向上と顧客満足度の向上
エンパシーを基盤としたコミュニケーション技術
クレーム対応と問題解決のスキル
ロールプレイやシミュレーションを通じた実践的なトレーニング
これらの研修を通じて、スタッフは法令遵守、人権保護、そして優れた顧客サービスの提供に必要な知識とスキルを身につけることができます。

④利用者とのコミュニケーションの推進

日常的に利用者と平等にコミュニケーションを図ることで相互理解を促進していきます。特に円滑なコミュニケーションを推進することで、利用者の視点から当施設に対する課題等について理解することができ、大きなトラブルとなる前に対処する事ができ事前防止策として有効と考えている。

8 人員配置

施設の業務を行う職員の配置及び職員間の連絡体制について具体的に記載してください。

①人員配置

役職	人数	内容
施設長	1	総括責任者
常勤職員	1	管理全般
非常勤職員 パート	2	運営全般
清掃員	1-2	施設維持
受付・案内員	1-2	受付、案内
駐車場整理員	1-2	駐車場の整理
監視員	2-5	ビーチ内安全管理

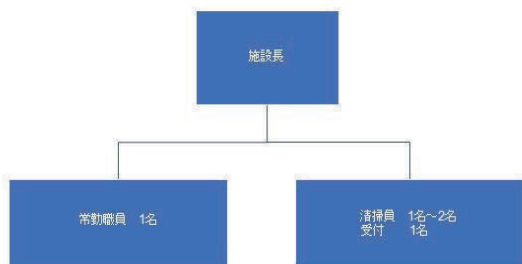
②組織体制

私たちは、施設運営に実績がある施設長（統括責任者）を中心に野母崎地区にネットワークや税務面に精通した常勤スタッフを配置します。また、夏季の海水浴シーズンは、マリニアクティビティの運営経験がある非常勤職員や地元を雇用することで安心安全に施設利用者が利用できるような体制で交流施設の運営を行います。

夏季



夏季以外



③職員研修

私たちは交流施設利用者が安全・安心に利用していただくために、下記の通り各種研修を実施します。

基礎研修	管理業務の全般を概要として理解。 スタッフの役割と責任。	毎年 スタッフ入社時
サービス研修	カスタマーサービススキル（コミュニケーション、 対応、クレーム対応など）	年1回
設備管理研修	設備の日常的な点検・保守方法。 緊急時のトラブルシューティング	年1回
広報研修	SNS やウェブサイトを利用した情報発信方法。 イベントやキャンペーンの企画・実施	年1回
会計研修	利用料金の管理・收受方法。 予算作成と管理	年1回
危機対応研修	遭難や事故発生時の緊急対応プロトコル。 救命・応急処置の基本	年1回

④地元雇用の考え方

地元雇用は本事業において最も重要な課題であると考えています。
現在交流施設で働いている関係者の方で継続希望の方は優先的に採用をします。
また、日々の清掃業務や臨時警備などは地域住民の臨時雇用の場として確保します。

シフト案（仮）

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
施設長	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
常勤職員	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
受付	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
清掃員	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
清掃員			E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
清掃員			E						E					E
駐車場整理員		B	B	B					B	B	B	B		
駐車場整理員		C	C	C					C	C	C	C		
駐車場整理員	B				B	B	B	B					B	B
監視員	B		B	B					B	B				
監視員		B	B			B		B		B	B	B	B	B
監視員	D	B		D	B		B		B			B		
監視員	D		D			D		B				D	B	B
監視員		D			D		D		D	D	D		D	D

出社時間退社時間

A	9:00	18:00
B	10:00	18:00
C	10:00	15:00
D	10:00	17:00
E	8:00	15:00

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D

7 個人情報の保護

施設の利用者の個人情報の保護に関する考え方と取組みについて記載してください。

1. プライバシーポリシー（個人情報保護方針）の制定

基本方針

当施設は、長崎市が所有する施設として、長崎市保有個人情報等安全管理措置規定を遵守し、
利用者の個人情報の保護に最大限の注意を払います。全スタッフが個人情報保護の重要性を認
識し、適切な取扱いを行うことを徹底します。

以上の方針に従い、利用者の個人情報の保護と適正な管理に努めます。

プライバシーポリシー

1. プライバシーポリシー（または個人情報保護方針）

当社は、当社が取得した個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護に関するガイドライン等の指針、その他個人情報保護に関する関係法令を遵守します。

2. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報の保護に関して、組織的、物理的、人的、技術的に適切な対策を実施し、当社の取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

3. 個人情報の取得等の遵守事項

当社による個人情報の取得、利用、提供については、以下の事項を遵守します。

(1) 個人情報の取得

当社は、当社が管理するインターネットによる情報提供サイト（以下「本サイト」といいます。）の運営に必要な範囲で、本サイトの一般利用者（以下「ユーザー」といいます。）又は本サイトに広告掲載を行う者（以下「掲載主」といいます。）から、ユーザー又は掲載主に係る個人情報を取得することがあります。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、当社が取得した個人情報について、法令に定める場合又は本人の同意を得た場合を除き、以下に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはありません。

当施設運営に関するお知らせ

当施設で開催するイベントのご案内

刊行物等の印刷物の送付

お客さまとの連絡（例：質問への回答、資料や情報提供のお礼）その他予め明示またはお客様から同意を得た目的

(3) 個人情報の提供等

当社は、法令で定める場合を除き、本人の同意に基づき取得した個人情報を、本人の事前の同意なく第三者に提供することはありません。なお、本人の求めによる個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除又は利用目的の通知については、法令に従いこれを行うとともに、ご意見、ご相談に関して適切に対応します。

2. 個人情報保護責任者・内部監査責任者の設置

当施設では、個人情報の適切な管理を図るため、個人情報保護責任者を設置します。また、内部監査責任者を設置し、個人情報保護に関する取り組みの適切性と効果性を定期的に検証・評価します。これらの責任者は、個人情報保護の方針、目的の遵守と改善を推進し、スタッフ全員に個人情報保護の重要性を認識させます。

3. 個人情報保護のために講じる措置

個人情報の保護と適切な管理のために、以下の措置を講じます。

スタッフ全員に対する個人情報保護に関する研修・教育の実施。

必要に応じて、個人情報のアクセス権限を制限。

セキュリティソフトウェアの導入と定期的な更新を行い、不正アクセスやウイルスからの保護を図る。

個人情報に関する文書は、施錠された保管場所での保管、または適切な電子的保管方法を用います。

4. 安全管理の方法

安全管理のため、次のような方法を採用します。

情報セキュリティポリシーの定期的な見直しと更新。

セキュリティリスクの評価と管理。

不正アクセス、情報漏洩の発生を防ぐための物理的、技術的な対策の実施。

インシデント発生時の対応計画の策定と実施。

スタッフへの定期的なセキュリティ教育・研修の実施。

5. 個人情報保護措置の検証

個人情報保護措置の検証には、以下の取り組みを実施します。

内部監査を定期的に行い、個人情報保護管理の遵守状況を確認。

監査結果に基づき、必要に応じて情報保護方針、手順、規程の見直しと改善を行う。

法令、規格の変更、新たなリスクの発生等に対応し、適切な対策を講じる。

これらの措置を通じて、当施設は個人情報の適切な保護と管理を図ります。

9 収支計画・施設管理

経理・施設管理業務の基準等について記載してください。

(1) 経理業務

会社法、金融商品取引法、法人税法などの「公正なる会計慣行」のルールを遵守して日々の業務にあたります。また、新たな法改正などについて定期的に情報を収集して適正な処理を行います。

(2) 施設管理基準

施設管理については以下の通りの基準に従って安全管理に努めます。

①設備・機械保守点検

- ・消防設備保守点検を年1回実施し、常に施設が安全な状態であることを確保します。
- ・その他の機械や設備に対しても定期的なメンテナンスを行い、予期せぬ故障を防ぎます。
- ・特に利用者が多いシーズン前には、大規模な点検を行い、安全で快適な利用環境を提供します。

②警備・保安

- ・機械警備（月額1万円）を導入し、施設の不正侵入を未然に防止します。
- ・また、セキュリティスタッフによる定期巡回を実施し、施設内外の安全を確保します。
- ・緊急時の対応プロトコルを明確にし、スタッフが迅速かつ適切に対応できるようにします。

③ビーチ、芝生エリアの維持管理

- ・ビーチエリアにおいては、砂の除去を定期的実施し、快適なバスタイムをサポートします。
- ・芝生エリアは、除草作業を年2回実施し、美しい外観を保ちます。
- ・交流スペースでは、全体清掃と並行して定期的な消毒作業を行い、衛生的な空間を提供します。
- ・施設及び設備の修繕は計画的に実施し、長期的な維持管理に努めます。

メンテナンス表

施設	場所	内容	頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
交流スペース 多目的スペース	多目的スペース	清掃	D												
		大掃除	1Y												
	シャワー 更衣室	清掃	D												
	トイレ	清掃	D												
	カヌー船庫	清掃	4M	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ポンプアップ槽	汲み取り・清掃	1Y												
	消防設備	点検	1Y												
	空調設備	点検	1Y												
	自動ドア	点検	1Y												
	交流スペース	清掃	D												
		大掃除	1Y												
	テラス	清掃	D												
	厨房	通気清掃	D												
事務室	清掃	D													
駐車場	ゴミ拾い等	D													
	砂の除去	2年に1回													
海水浴場	サメ侵入防止網 浮島の管理	D													
芝生広場	除草	2Y													
	海水	適宜													

頻度凡例＝D：毎日、OD：日〇回、OM：月〇回、OY：年〇回

10 緊急時の対応

緊急時における、連絡体制等危機管理体制について記載してください。

【基本的な考え方】

①緊急時対応・危機管理対策の基本的な考え方

施設の管理運営に伴う危機とは、火災、地震、風水害、感染症、不審者、テロ、建物・設備等に起因する事故など様々なものが想定されます。そのため、館内の安全は24時間365日常時求められています。そこで日中は職員による定期巡回、夜間も機械警備により常に施設・設備等の点検をします。

私たちは施設運営で培ったノウハウを生かし「危機管理マニュアル」を作成して、訓練・危機管理研修の実施等を通じて、各職員の危機管理意識の向上に努めます。

②危機・災害における対応・対策

安全確保は施設運営において最低限担保すべきものだと考えます。私たちは危機管理マニュアルに基づき、日頃から対策を進めるとともに、非常時の連絡体制を明確にして、万全の体制を整えます。主な危機に対する対応は以下のとおりです。また、日頃から長崎市の関係機関と危機情報を共有するとともに、所轄警察署と緊密な連絡体制を維持していきます。

	対策	発災時の対応
地震 火災 風水害	・避難通路に障害物となるものを置かない。 ・火気器具周辺には燃えやすいものを置かない ・消火器等防災設備位置と避難誘導線について日頃より把握するとともに定期点検を実施する ・周辺を見回り、強風等により飛ばされそうなものや被害拡大に繋がりそうな者は事前撤去する	・お客様の安全確保を最優先し、初期消火、消防・警察への通報、避難誘導を行う。 ・地震の場合は、地震の大きさや震源地情報、周辺の被害状況等を情報収集し、お客様に適宜適切に情報提供を行う。 ・負傷者等が発生した場合は、負傷者の応急手当や、同行者の捜索を行うとともに、1立ちに医療機関に連絡し、搬送の協力を行います。
感染症	・保健所や最寄り医療機関等との連絡体制を構築する。 ・消毒液等を設置する	感染の疑いが発覚した際は直ちに保健所へ連絡をし、指示に従い行動する。
不審物 不審者 テロ対策	・ビーチの不審者対策マニュアルでは、まずスタッフが定期的なパトロールを実施し、安全を確保します。 ・不審者や不審な行動を目撃した場合、直ちにセキュリティチームと連携をとり、適切な対応を行います。 ・関連情報は地元の警察とも共有し、迅速な対応を促します。 ・ビーチ利用者に対しても、注意喚起を行い、自身の安全はもちろん、他の利用者の安全も保護します	・緊急時には、直ちにスタッフが危機管理モードに移行します。 ・安全確保のためのエリア制限や避難誘導を迅速に実施します。 ・コミュニケーション手段を最大限に活用して情報共有し、利用者との密な連携を図ります。 ・関係機関とも連携し、状況の最速解決を目指します。
事故 急病人	所轄警察、消防署や最寄り医療機関との連絡体制の構築	応急手当の実施、救急車の出動要請等

また、消防計画に基づき、消防署の協力を得て、消火器の実放射訓練、屋外消火栓の放水訓練、通報訓練、避難誘導訓練などを行う自衛消防訓練を年に2回実施します。

③危機発生時の連絡体制の確保

【水難事故発生の場合】

1. 対応フロー

どんなに注意をしても、事故は起こる。事故が発生した場合、事故に動揺し慌てると、的確な判断ができずに被害を拡大する恐れがあるので、スタッフは「冷静」に行動を起こさなければならない。また、傷病者のみに目を奪われていると、他の参加者や自分自身の安全管理が疎かになることがある。二次災害につながる危険もあるため、救助前には全体の安全管理を徹底することが重要である。

(1) 状況の把握

- ・何が起こったのか、状態はどうなっているのか、全体の状況をすばやく正確に把握する。
- ・リーダーはスタッフの役割分担を明確にし、状況に合わせて何をすべきかを指示する。他の参加者に必要以上の心配や動揺を与えないよう配慮し、指示を与え、プログラムを続行するか中断するかを判断する。

(2) 救助

- ・リーダーもしくは現地責任者の判断により、救助や搬送が必要な場合、救助要請をおこなう。もしくは病院へ連絡し、必要な指示を受ける。
- ・状況の詳細を本部に連絡する。本部から、傷病者の家族を含めた関係機関へ迅速に連絡する。

(3) 応急処置

- ・傷病者の様子を見ながら、安全な場所へ移し、スタッフにより応急処置をおこなう。
- ・意識がない、心肺停止、大出血などの生命に関わる状態の場合は、直ちに心肺蘇生や止血などの処置をし、救急車や医療機関に引き継ぐまでおこなう。

(4) 搬送・病院に移動、搬送する際、傷病者にはスタッフが付き添う。

- ・病院同行のスタッフは、医師による診断、救急治療の経過と結果を本部に報告する。傷病者の状況に応じて、病院へ責任者が向かう。同行スタッフは、現金と携帯電話を持参する。

(5) 記録

- ・記録係は、事故記録用紙を軸に、事故がどのような状況、原因で発生したかを事実に基づき調査し、克明に記入する。そして、相手がいる場合は、氏名・住所・連絡先を記録し、原因の物件がある場合は保存する。その後の対応について、連絡、処置など一連の活動とその時刻を記録する。

- ・常勤職員へ連絡する。5W1H（いつどこで誰が誰と何がどのように起こったか）をはっきり落着いて伝え、緊急連絡であることをはっきりという。現地での連絡先、滞在地などを明確に伝え、常時通信ができる手段を確保する。
- ・常勤職員より現地の関係官公署、保険会社などに連絡する。

(6) 事故後 ・事故後のお見舞いは誠意を持ってあたる。

- ・常勤職員は以後の事業について、施設長と相談して決定する。現地協力者へのお礼と感謝を忘れない。
- ・事故後の経過ややり取りについても記録を続ける。

2. 緊急連絡網 リーダーは、活動前に予め緊急時連絡先一覧表から、当日必要な「緊急時連絡体制」フォームを完成させ（休日当番医や本部担当者を確認する）、携行し緊急時に備える。

（所定様式：緊急時連絡先/緊急時連絡体制）

3. 救命処置・救急法

(1) けが・急病の対応

- ・対応フロー（所定様式参照）に沿っておこなう。本部には随時報告し、リーダーが中心となり、役割分担を明確にする。
- ・本部には事故直後、保護者には引き渡し時（必要であれば直後）に必ず報告する。

①意識あり

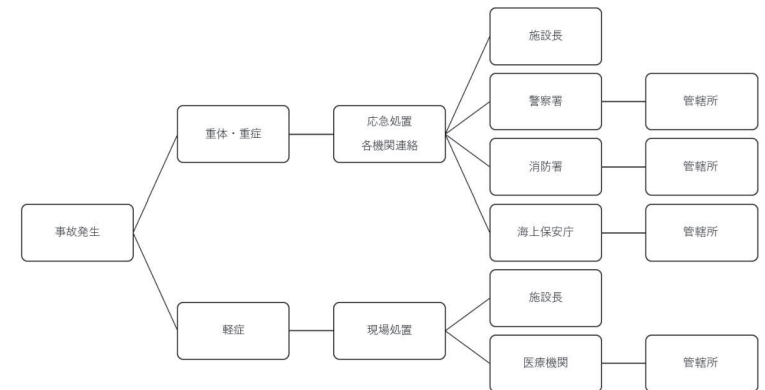
【軽傷】迅速に応急手当をし、様子を見て活動復帰する。活動復帰が難しい場合は、症状が悪化しない安全な場所へ移動し、安静にする。必要があれば医療機関へ行く。

【要救助】救助要請と同時に、安全な場所へ移動し、迅速な応急手当を行い、傷病者を励ます。

②意識なし：救助要請をおこなうと同時に呼吸の確認をおこなう。

【呼吸あり】普段通りの呼吸がある場合は気道を確保し、回復体位もしくは本人にとって楽な姿勢を保ち、救助を待つ。

【呼吸なし】直ちに心肺蘇生（胸骨圧迫）を繰り返す。AEDが近くにあれば使用する。救助到着まで、傷病者が目を開けたり、普段通りの呼吸が回復するまで、心肺蘇生を続ける。



研修の実施計画

毎年2回、全スタッフを対象とした危機管理研修を実施します。

また、監視員は海水浴場開設前に長崎県公安委員会が開催する海水浴場の監視員などに対する講習会を受講します。

11 経費

収支予算書（第6号様式）の考え方に関して特筆すべき事項があれば記載してください。

効率的な経営により、指定管理料よりも3%削減。

収益は利用者還元ルールに基づいて活用する。

（還元方法例：無料の子供向け遊具など）

※（参考）施設の設置目的


市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資する。

【参考】(2) 指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)

令和5年10月30日

長崎市長 鈴木 史朗 様

長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者候補者選定審査会

会長 西村 宣彦 

長崎市野母崎高浜海岸交流施設

指定管理者候補者選定審査会における審査結果について(報告)

長崎市野母崎高浜海岸交流施設の指定管理者候補者の選定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 審査結果

第一順位 株式会社 toitoitoi
第二順位 株式会社ふよう長崎
失 格 合同会社高浜スカイアンドシー

2 選定審査会の構成

会 長 西村 宣彦 国立大学法人長崎大学経済学部
職務代理人 小嶌 覚 九州北部税理士会長崎支部
委 員 岩本 諭 つくるのわデザイン
委 員 古賀 典明 (一社)長崎国際観光コンベンション協会
委 員 山崎 聡 (一社)野母崎産業活性化協会

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容について、面接により審査を行いました。

審査の結果、合計点数が最も高い応募者を第一順位として選定し、以下指定管理者として適当と思われる団体までの順位付けを行いました。なお、一団体については、採点結果が失格基準に該当しました。

審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和5年7月26日	【委員4人出席】 ・会長及び職務代理者の選出 ・指定管理者制度等の概要説明、募集要項等についての協議
第2回	令和5年8月16日	【委員4人出席】 ・現地視察 ・面接審査方法についての協議
第3回	令和5年10月28日	【委員4人出席】 ・審査方法等確認 ・面接審査、指定管理者候補者団体の選定

5 申請団体(届出順)

- (1) 株式会社 toitoitoi
- (2) 株式会社ふよう長崎
- (3) 合同会社高浜スカイアンドシー

6 採点結果(委員5人中4人による採点結果は別紙のとおりです。)

- (1) 第一順位 株式会社 toitoitoi
地元の事前調査がしっかり行われており、ヒアリングの結果に基づいた企画や積極的な取組み姿勢が評価される。コミュニティスペースやオープンイノベーション拠点など新たな切り口での取組みに期待したい。
- (2) 第二順位 株式会社ふよう長崎
施設管理については十分な実績があり、管理運営能力は高いと評価される。施設の設置目的を踏まえ具体的な事業の提案があったが、観光施設運営の経験が少ないこと、また、地元との事前調整が乏しいことから、提案された事業の実現性に不安が残る。
- (3) 失 格 合同会社高浜スカイアンドシー
失格基準である「各大項目のいずれかにおいて合計点が50%未満であるとき」及び「技術点の合計点において60%未満であるとき」に該当することから失格となった。
地元とのつながりは強いが、取組みの提案が他と比べ新規性に欠けていることなどから相対的に点が低く、採点の結果、失格となった。

(別紙) 採点結果

7 審査会総評

(1) 審査に係る総括的な講評

第一順位者については、新しい切り口での事業への意欲と可能性が評価された。地域課題の解決に向けた取組みに期待できる。第二順位者においては、施設の特性を理解した提案と、安定した管理運営体制が評価された。

(2) 選定審査会からの要望

第一順位者については、指定管理の経験がないことから、施設の設置目的に沿った運営に5年間継続して取組み、確実な集客につなげてほしい。

区分	評価項目			配点		採点 第一順位		採点 第二順位		採点 失 格			
	大項目	中項目	詳細	各 委員	全 体 計	株式会 社 toitoi toito i	株式会 社 ふよう 長崎	合同会 社 高浜ス カイ ア ン ド シ ー					
技術点	事業 計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に發揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか	8	32	144	108	99	43	26	24	12	
		提案事業の運営	地域振興に資する自由な提案に基づく事業について、集客力のある魅力的な事業となっているか	12	48					33	27	12	
		サービスの向上	・施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案、また、交流人口拡大や野母崎地域の施設や資源、事業者等との連携した事業の提案があるか ・内容に創意工夫が見られるか ・集客力のある提案か ・環境に配慮した持続可能な取組みがあるか ・サービスの対象者が明確か	12	48					36	36	15	
		評価と改善	事業の評価・改善体制があるか	4	16					13	12	4	
	基本 事項	基本方針	施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	4	16	48	13	35	37	17	13	12	6
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	16						11	12	5
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	16						11	13	6
	管理 運営 体制	人員配置	職員配置は、施設の業務を行うのに適切か また連絡体制については適切か	8	32	80	22	56	62	28	22	26	12
		収支計画・施設管理	経理・施設管理業務に関する基準等は適切であるか	8	32						22	24	10
		緊急時の対応	緊急時における連絡体制等危機管理体制は適切か	4	16						12	12	6
	技術点 計				68	272	199	198	88				
	価 格 点	価格	経費	経費は適切か	34	136	108	104	128				
	合 計				102	408	307	302	216				

【参考】(3) 募集要項、仕様書

長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例（平成25年条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、長崎市野母崎高浜海岸交流施設（以下、「交流施設」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

【根拠法令】

地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【根拠条例】

長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例第2条第1項

市長は、交流施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的

交流施設は、市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に寄与する目的で平成26年7月に開設した施設です。

(2) 施設の概要

ア 名称 長崎市野母崎高浜海岸交流施設

イ 所在地 長崎市高浜町3963番地3ほか

ウ 設置年月日 平成26年7月15日

エ 利用者数及び利用料金収入実績（別紙1のとおり）

※その他の詳細は、別に定める「長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」と記します。）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行います。

なお、詳細は仕様書に従い実施します。

ア 交流施設の利用の許可その他の交流施設の利用に関する業務

イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務

ウ 地域の情報の発信に関する業務

エ 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

オ 上記に掲げるもののほか、交流施設の運営に関して市長が必要と認める業務

※ 「イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務」のうち地域活性化に資する自由な提案に基づく事業（以下「提案事業」という。）の運営は、「13（3）選定基準」の評価項目及び配点のとおり、施設の設置目的から重要な業務と位置付けております。具体的実施内容を「事業計画書（第5号様式）」及び「交流施設の管理・運営に関する業務の収支予算書（第6号様式）」（以下「収支予算書」という。）に記載し提出してください。

イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務について

これまで年間を通して喫茶の運営を指定管理業務として行うこととしておりましたが、今期からは用途を喫茶（飲食）に限定せず、地域活性化に資する自由な事業を指定管理者の提案に基づき指定管理者の責任と費用により実施することに見直しを行いました。

これは、長崎のもぎき恐竜パークの開設をはじめとする交流施設をとりまく環境の変化をふまえ、民間活力による施設の効果的な活用を期待して見直しを行ったものです。

指定管理者による積極的な提案を求めます。

(2) 自主事業

ア 指定管理者は、本施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。

ただし、交流施設の多目的スペースについては、海水浴の休息の用に供する期間における開場時間から閉場時間までの間は稼数として利用するため、自主事業は実施できません。

自主事業を実施する場合は、あらかじめ長崎市に実施計画書案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施してください。利便性や魅力の向上に資しないと判断される場合、実施は認められません。

また、自主事業を実施するにあたり、施設の改修等を行う場合は、長崎市から加工承諾等を得て実施してください。

なお、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければなりません。

イ 交流施設では、仕様書に記載する指定管理業務の年間5回以上のイベント実施のほかにも集客のためのイベント等の実施など施設全体を活用した通年で施設の効用を高めるための取り組みや、それを補完する効果的な広告宣伝などについての積極的な提案を求めています。

また、夏期においては、臨時駐車場が必要になると見込まれるため、自主事業として指定管理者が確保し、運営を行ってください。常設の駐車場については、仕様書を参照してください。

※ 自主事業については、提案がある場合は、事業計画書（第5号様式）及び収支予算書（第6号様式）に記載のうえ、提出してください。

※ 応募時に提案された事業については、実施していただくこととなります。

※ 指定期間中に新たに実施する場合には、事前に長崎市の承認を得た上で実施してください。

※ 夏期の臨時駐車場については、用地の確保や料金などについて、市と指定管理者で協議を行ったうえで実施してください。

4 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

5 管理に関する基本的事項

(1) 開場時間及び休場日

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開場時間及び休場日を設定することができます。

開場時間及び休場日についても提案してください。準備時間は開場時間に含めません。

承認の基準は長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例施行規則（平成25年長崎市規則第54号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第5条第1項のとおりです。詳細については、仕様書を参照してください。

(2) 施設利用等の許可及び制限

条例及び規則等に従って行ってください。

ア 施設利用の許可について

条例及び規則に従って行います。

イ 施設の利用の制限に関する事項

(7) 条例第5条第2項及び第3項各号に定める場合には、使用の許可をしないことができます。

(4) 条例第11条各号に該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができます。

(3) 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長の承認を得た場合についてはこの限りではありません。

(4) 業務の一部の第三者委託又は修繕に係る業者選定

市長の承認を得て業務の一部を委託する場合又は修繕を発注する場合の業者は、原則として、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿（修繕にあつては長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格業者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定してください。選定にあつては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定しますが、履行可能な業者がない、又は履行可能な業者が限られ競争性の確保が困難な場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができます。

(5) 備品等の取り扱い

備品一覧（別紙2）に定める施設運営に必要な備品については、長崎市で準備します。指定管理者においては、これらの備品を適切に管理してください。また、備品一覧に記載している厨房用の調理機器・器具について、令和6年4月時点において使用可能なものは貸与いたしま

すが、故障等により、使用不可能となった場合には、長崎市において修理、更新（買換え）は行わないものとします。修繕により使用を継続したい場合は、指定管理者の費用（事業実施の独立採算）とします。

なお、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入することも可能です。

この場合の費用は、維持管理も含め指定管理者の負担となり、購入した備品は指定管理者に帰属します。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）などの労働関係法令、その他関係法令、条例、規則及び仕様書等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

(7) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、長崎市保有個人情報等安全管理措置（令和5年長崎市訓令第2号）を準用し、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報等の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報等の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報等の取り扱い規程等を作成するものとします。

(8) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）第25条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(9) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(10) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後5年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市が指示を行い、引き渡しを受けることとします。

(11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあつては、次のような環境に配慮した持続可能な社会形成に向けた取組みに努めるものとします。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出量削減

イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理

ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

6 経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）及び利用

者が支払う利用料金収入により管理運営を行います。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は76,925千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）です。この上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とします。なお、委託料の上限額は指定期間の修繕料4,400千円（各年880千円：税込）を含む総額です。
※本募集要項における経費に関する金額はすべて税込（消費税率10%）とします。

(1) 委託料

収支予算書（第6号様式）による提案に基づき、支出（施設の管理運営にかかる経費）から利用料金収入を差し引いた額が委託料となります。指定期間中に収入が不足する状況となった場合でも、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料の額は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに定めます。

また、委託料（修繕料を除く。）の支払方法については、前金払いにより四半期ごとに支払うことができます。前金払いで支払う場合は、前金払の履行報告書に關係書類を添えて報告していただきます。

詳細については、長崎市と指定管理者で協議のうえ、協定書に定めます。

なお、指定期間内に次の状況となった場合は、協議を行います。

ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合

イ 「7 責任の分担」に基づく協議が必要となった場合

(2) 修繕料

修繕料に係る委託料は、会計年度ごとの額を概算払いにて支払い、精算を行います。

指定管理者は、支出の内訳が明らかな書類を添付のうえ精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

(3) 利用料金収入

交流施設は利用料金制を適用します。したがって、利用者が支払う利用料金（機敷等の施設及び附属設備（温水シャワー、コインロッカー等）に係るもの）は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が条例及び規則で定める額を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

また、利用料金の減免については、長崎市が条例及び規則で定める基準に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行います。

(4) 利用料金の取扱い

利用料金は、施設利用の際又は施設利用の許可の際に徴収するものとし、利用日の属する年度の収入とします。令和6年4月1日から令和11年3月31日利用分までの利用料金が、本公募により選定する指定管理者の収入となります。

また、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引継ぐものとします。

利用料金の収入が、指定管理者が提案した収支予算書に記載の利用料金収入額（以下「提案額」という。）を超えた場合、その超えた金額について、提案額の10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの50%を市への納付もしくは利用者還元に充てることとします。

(例) 提案額100万円に対して利用料金収入が150万円であった場合

指定管理者収入	市への納付又は還元		}	50万円
20万円	折半	20万円		
指定管理者収入			}	150万円
10万円（提案額の10%）				
提案額 100万円				

(5) 提案事業及び自主事業の経費

提案事業及び自主事業の実施に係る経費についてはすべて指定管理者の負担とし、提案事業及び自主事業により得た収入については指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担となります。

なお、提案事業及び自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、利益の10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの50%を市への納付もしくは利用者還元に充てることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

(例) 提案事業及び自主事業の利益が50万円であった場合

支出	指定管理者収入	市への納付又は還元
	折半	
	22万5千円	22万5千円
	指定管理者収入	
収入	5万円（利益の10%）	

(6) 施設長及び職員が提案事業及び自主事業を兼務する場合の人件費等の取り扱い

施設長及び職員が独立採算で行う提案事業及び自主事業を兼務する場合は、事業計画書（第5号様式）及び収支予算書（第6号様式）において、兼務が分かるように記載してください。

(7) 管理運営における課税

ア 法人税

指定管理業務は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項第10号の請負業に該当するため、指定管理者は法人税の課税対象となります。

また、法人格を持たない任意団体も、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第8号の「人格のない社団等」に含まれ、法人税法第7条の規定から収益事業に係る所得のみが法人税の課税対象になることから、任意団体であっても、申告が必要となります。

イ 事業所税

指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度の採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となる可能性があります。事業所税の制度については、理財部市民税課にお尋ねください。

ウ 消費税

消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と定義しています。

指定管理料は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの対価を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当し、指定管理料全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(8) その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は指定管理者に指定された団体の負担となります。

7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。

なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定します。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
提案事業及び自主事業リスク	提案事業及び自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○

	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（長崎市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○（責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、1件当たりの金額が30万円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）			○
使用許可の受付・交付事務			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
使用料の蔵入		○	
利用料金の徴収			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占有許可等）		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等		○	
災害復旧（本格復旧）		○	

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議します。

<本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議します。>

8 保険

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理

者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市が加入している保険は次のとおりです。

ア 火災保険（火災及び災害）

- ・公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済

イ 全国市長会市民総合賠償補償保険

契約類型	D型		
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

※指定管理者が行う提案事業や自主事業、指定管理者が所有する車両に係るものなどは、上記の市加入保険の対象外であるため、必要に応じて指定管理者が加入してください。

※上記の市加入保険の詳細は水産農林政策課へお尋ねください。

9 公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	令和5年9月6日（水）～令和5年10月13日（金）
イ 質問書の受付	令和5年9月6日（水）～令和5年9月21日（木） ① 1回目締め切り 9月11日（月） ② 2回目締め切り 9月21日（木）
ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催	令和5年9月13日（水）
エ 申請の受付	令和5年10月3日（火）～10月13日（金）
オ 面接審査の実施	令和5年10月中旬～下旬
カ 選定結果の通知	令和5年10月下旬
キ 指定管理者の指定の手続き	令和5年12月
ク 指定管理者との協定締結	令和6年3月
ケ 指定管理者による管理の開始	令和6年4月1日（月）

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできます。また、水産農林政策課の窓口でも配布します。

長崎市指定管理者ホームページ URL :

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/index.html>

イ 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。1回目の質問への回答は、9月13日開催の説明会並びに長崎市指定管理者ホームページ上にて行います。また、2回目の回答は、説明会参加団体及び質問団体に電子メール又はFAXにて回答し、併せてホームページにも掲載します。

質問内容は簡潔明瞭に記載されますようご注意ください。

なお、審査における公平性を損なうおそれがあると本市が判断する質問には、お答えできませんのであらかじめご了承ください。

受付期間：①令和5年9月6日（水）～令和5年9月11日（月） ②令和5年9月13日（水）～令和5年9月21日（木） ※ 受付期間外における質問は受け付けません。
受付方法：公募に関する質問書（第2号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX又は郵送にて送付されたもののみ受け付けます。電話や来訪など、口頭での質問及び受付期間外における質問は受け付けません。 ※ 電子メール又はFAXでの送付については、必ず通信の確認（電話にて）をお願いします。
提出先：長崎市水産農林部水産農林政策課（長崎市役所 14階） 担当 岩田、中島（総務係） 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 電話 095-820-6562（直通） FAX 095-827-6513 メールアドレス suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を開催します。

なお、共同事業体で応募を予定している場合は、当該共同事業体を構成する団体（以下「構成員」という。）を代表する団体（以下「代表構成員」という。）が出席してください。
※共同事業体については、「10 応募に関する事項 (3) 共同事業体に関する条件」をご覧ください。）

開催日時：令和5年9月13日（水）10時00分から17時30分まで ※詳細時間は別途指定します。（1団体あたり1時間程度） ※応募状況によっては別日で開催の可能性もあります。
開催場所：長崎市野母崎高浜海岸交流施設（長崎市高浜町3963番地3ほか）
参加人数：各団体3名まで
申込方法：応募者説明会参加申込書（第3号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX又は郵送にて9月8日（金）17時30分までに送付してください。 ※電子メール又はFAXでの送付については、必ず通信の確認（電話にて）

をお願いします。
申 込 先：上記 イ 質問書の提出先と同じ

エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和 5 年 10 月 3 日（火）～令和 5 年 10 月 13 日（金）
8 時 45 分から 17 時 30 分まで（正午から午後 1 時を除く）
提出期限：令和 5 年 10 月 13 日（金）17 時 30 分（必着）
受付場所：長崎市水産農林部水産農林政策課（長崎市役所 14 階）
※ 申請書等の提出は持参又は郵送とします。

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する法人その他の団体（複数の団体からなる共同事業体を含む。）で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 長崎市内に事業所又は事務所等（以下「事業所等」という。）を有し、その営業年数が 3 年以上ある者であり、当該事業所等において従業員を雇用していること。

イ 本募集に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。）。

ウ 3 年以上の実績を有する（過去 3 か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。

エ 長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。

カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

ク 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者でないこと。

ケ 長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱（平成 17 年 12 月 21 日施行）第 3 条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。

コ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各

種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中、並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でないこと。

サ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。

シ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。

ス 長崎市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

セ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

(2) 参加に関する条件

ア 次の(7)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(7) 次の資格を有する（取得見込みを含む。）技術者を雇用していること（雇用見込みを含む。）。

a 甲種防火対象物の防火管理者の資格所有者

(イ) 共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体のいずれかの団体が(7)の条件を満たすこと。

なお、(7) a 資格を必要とする業務については、再委託不可とします。

イ 本募集に対する申請は、1 団体あたり単独または共同事業体構成員のいずれか 1 申請のみとし、重複して申請することはできない。

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）は、申請時に当該指定管理業務を担当する組員（上記(1)の条件を満たす者に限る。）を定めること。

エ 次の(7)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(7) 消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けていること（登録見込みを含む。）。

(イ) 共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体の全ての団体が(7)の条件を満たすこと。

また、代表者等が納税地を所管する税務署長に「任意組合等の組員の全てが適格請求書発行事業者である旨の申出書」を提出すること（提出見込みを含む。）。

(3) 共同事業体に関する条件

ア 共同事業体の名称は、「野母崎高浜海岸交流施設共同事業体」とすること。

イ 構成員の数は 5 者以内とする。

ウ 構成員のいずれもが、上記(1)の条件を全て満たすこと。

エ 構成員間の協定により、代表構成員及び各構成員の責任分担を明確に定めること。

オ 指定申請書提出後の代表構成員及び構成員の変更は原則として認めない。

カ 協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合は、共同事業体の構成員になることはできない。

11 申請書類

【共通】

	提出書類	部数	
		正本	副本
1	指定管理者指定申請書（第1号様式）	1部	—
2	指定管理者指定申請に係る宣誓書（第4号様式） ※「10 応募に関する事項（1）応募資格」に示す要件を満たしていることを宣誓するもの	1部	—
3	事業計画書（第5号様式） ※自主事業の提案をする場合は、あわせて自主事業計画書（任意様式）を提出してください。	1部	9部
4	交流施設の管理・運営に関する業務の収支予算書（5か年）（第6号様式）	1部	9部
5	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（最新のもの）	1部	—
6	団体の概要書（第7号様式）	1部	9部
7	役員名簿（第8号様式）	1部	—
8	申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書	1部	9部
9	前3事業年度の収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類 ※法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）については、税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること）。ただし、法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していない場合は、当該申告書に代えて、下記No20を提出 なお、上記「団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類」について具体的には、次の法人区分の例により、必要な申請書類を提出すること。 ＜株式会社＞ ※会社法及び会社法施行規則に従ったもの 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、附属明細書、監査報告書 ＜公益法人＞ 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、監査報告書 ＜特定非営利活動法人＞ ※NPO法人会計基準に従ったもの 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書 ＜社会福祉法人＞ ※社会福祉法人会計基準に従ったもの 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、附属明細書、計算書類の注記、財産目録、監査報告書	1部	9部
10	法人市民税の確定申告書（第20号様式）の写し（申請直近の決算期	1部	—

	で、本市の受付印があるもの。		
⑪	長崎市発行の「長崎市税の完納証明書」	1部	—
⑫	長崎県発行の「納税証明書（未納がない証明）」又は「納税証明書（税額証明（法人県民税額並びに法人事業税額及び特別法人事業税額等）」	1部	—
⑬	税務署発行の「納税証明書（その3）」又は「納税証明書（その3の3）」	1部	—
14	労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類 ・労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書（直近の1回分）の写し等 ※雇用保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
15	健康保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書（直近の1回分）の写し等 ※健康保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
16	厚生年金保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書（直近の1回分）の写し等 ※厚生年金保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについての申出書（第9号様式） ※各種保険加入の義務がないため、上記14、15、16いずれかの提出ができない場合のみ提出してください。	1部	—
18	給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認できる書類 ・特別徴収税額通知書の写し及び領収書等	1部	—
19	指定管理者指定申請に係る申出書（第10号様式） ※「12 申請に際しての留意事項（2）応募の制限等」に示す要件を満たしていることを申し出るもの	1部	—
20	法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（第11号様式） ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税、法人県民税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合のみ提出してください。	1部	—

【法人】

	提出書類	部数	
		正本	副本
⑲	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部	—
⑳	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書	1部	—
㉑	印鑑証明書（法務局で発行されたもの）	1部	—

【その他団体】

	提出書類	部数

	正本	副本
⑭ <代表者のみ>住民票の写し	1部	—
⑮ <代表者のみ> 身元証明書（本籍地のある市区町村で発行されたもの）	1部	—
⑯ <代表者のみ> 登記されていないことの証明書（法務局で発行されたもの）	1部	—

【共同事業体で申請する場合】

提出書類	部数	
	正本	副本
27 共同事業体協定書（第12号様式）の写し	1部	—
28 委任状（第13号様式）（代表構成員を除く構成員全て）	1部	—

※構成員全てについて、上記【共通】の4～20及び団体の種類により【法人】⑰～⑲又は【その他団体】⑳～㉑の書類を提出してください。

【中小企業等協同組合で申請する場合】

提出書類	部数	
	正本	副本
29 中小企業等協同組合 組合員名簿及び誓約書（第14号様式） ※指定管理業務を担当する組合員について定めるもの。	1部	—

【注意事項】

- 注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本産業規格のA4版とします。
- 注2 副本は、審査の公平性を確保するため、団体（構成員を含む。）が特定できないよう団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。
- 注3 提出書類の番号に丸が付いているものについては、長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りです。

1.2 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、長崎野母崎高浜海岸交流施設指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、審査会委員は次のとおりです。

- 岩本 諭（つくるのわデザイン）
- 小崎 覚（九州北部税理士会長崎支部）
- 古賀 典明（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）
- 西村 宣彦（国立大学法人長崎大学経済学部）
- 山崎 聡（（一社）野母崎産業活性化協会）

(2) 応募の制限等

1 団体が指定期間を重複して指定を受けることができる長崎市の指定件数は6件までであるため、本施設の指定を受けることにより当該件数を越えることとなる団体は応募できません。

ア 複数の施設を一つにまとめて1件の公募として行われたものについては、当該複数の指定を1件とみなします。

イ 共同事業体の構成員として指定を受けている場合、各構成員については1件の指定を受けているものとみなします。

ウ 完全利用料金制の施設のみに係る指定については、1団体につき1件までとします。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

(4) 応募団体以外の者による禁止行為

応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）以外が、次の行為を行うことはできません。

ア 事業計画書及び収支予算書の作成（作成に関する技術的な支援を除く。）

イ 審査会の面接審査への出席

(5) 応募者の失格

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(6) 申請書類の完備

1に掲げる申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(7) 応募書類の取り扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市長の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(8) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には辞退届（第15号様式）を提出していただきます。

(9) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

1.3 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行い、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経たうえで指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア 資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

応募内容や事業計画の取組み内容などについて、審査会が、書類及び面接にて審査を行います。

面接ではプレゼンテーションを行っていただいたうえで質疑を行うため、応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）5名以内で出席してください。

ウ 審査の過程において、必要に応じて、事業所等の視察を行うこともあります。

(3) 選定基準

ア 安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。

イ 上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点
	大項目	中項目	詳細	
技術点	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的（※1）に沿った成果が得られるものであるか	8
		提案事業の運営	地域振興に資する自由な提案に基づく事業について、集客力のある魅力的な事業となっているか	12
		サービスの向上	・施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案、また、交流人口拡大や野母崎地域の施設や資源、事業者等との連携した事業の提案があるか ・内容に創意工夫が見られるか ・集客力のある提案か ・環境に配慮した持続可能な取組みがあるか ・サービスの対象者が明確か	12
		評価と改善	事業の評価・改善体制があるか	4
	基本事項	基本方針	施設の管理運営業務について、施設の設置目的（※1）等に合った基本方針・理念を持っているか（募集要項「5 管理に関する基本的事項」の（1）開場時間及び休場日から（11）環境への配慮まで）	4
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切かまた連絡体制については適切か	8
		収支計画・施設管理	経理・施設管理業務に関する基準等は適切であるか	8

		緊急時の対応	緊急時における連絡体制等危機管理体制は適切か	4
価格点	価格	経費	経費は適正か（※2） （※2）上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。	34

（※1）（参考）施設の設置目的
市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資する。

(4) 失格基準

下記に該当する場合は失格とします。なお、ア・イに該当する場合は面接を行いません。

- ア 施設を管理運営する安定した経営能力がないことが明らかなき
- イ 委託料について、事業者の提案額が、市が設定した上限額を超えるとき
- ウ 各大項目のいずれかにおいて合計点が50%未満であるとき
- エ 技術点の合計点において60%未満であるとき
- オ 「基本方針」「人員配置」「緊急時の対応」のいずれかが0点であるとき

(5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知することとします。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

14 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は令和5年11月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

15 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議します。

(1) 協定に盛り込む事項

- ア 総括的事項
 - ・施設の概要（施設の名称、規模、開場時間、休場日など）

・指定期間

イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・職員への教育・研修
- ・利用者等からの苦情への対応

ウ 施設の利用に関する事項

- ・利用料金に関する事項
- ・提案事業及び自主事業に関する事項

エ 委託料に関する事項

- ・委託料の金額
- ・支払方法及び精算方法

オ 事業の実施に関する事項

- ・実施計画の実施に関する取り決め事項

カ 責任分担に関する事項

キ モニタリングに関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・利用者アンケートに関する事項
- ・事故報告に関する事項

ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項

コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項

サ その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めます。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

17 指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取り消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

ア 指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。

イ 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。

ウ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。

エ 本募集要項「10 応募に関する事項」の「(1)応募資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

オ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。

カ 著しく社会的信用を失ったとき。

キ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が長崎市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、「6 経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不履行部分に係る委託料については、返還していただきます。

18 その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善

野母崎高浜海岸交流施設の利用者数及び利用料金収入実績

策の提出及び実施を求めるものとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、17の(1)、(2)と同様に取り扱い、その旨を協定書に規定するものとします。

イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただきます。

【問い合わせ先】
 長崎市水産農林部水産農林政策課（長崎市役所 14階）
 担当 岩田、中島（総務係）
 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
 電話 095-820-6562（直通）
 FAX 095-827-6513
 メールアドレス suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

1 利用者数

(人、種)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均
棟数	5,769	3,937	4,644	4,443	3,431	3,085	1,746	1,613	2,504	3,464
うち一般	2,575	2,541	2,992	2,763	2,219	1,837	985	960	1,435	2,034
うち小・中学生 <small>※R1から高校生含む</small>	1,330	782	1,023	1,083	778	792	479	462	673	822
うち幼児	1,864	614	629	597	434	456	282	191	396	607
附属設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
温水シャワー	4,238	4,061	4,559	4,197	3,756	2,876	1,890	1,652	2,037	3,252
コインロッカー	1,709	989	1,077	987	887	561	390	484	551	848
カヌー	0	36	55	55	10	0	0	0	0	17
パラソル	45	33	314	128	28	30	43	14	3	71
【参考】喫茶利用者	6,728	10,766	8,524	6,637	4,861	5,704	4,779	4,372	5,035	6,378

※H26の喫茶は、7/15から開始。

2 利用料金収入実績

(円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均
棟数	2,424,650	1,959,850	2,687,500	2,551,000	1,996,200	1,726,500	953,200	921,100	1,369,000	1,843,222
駐車場	1,055,000	291,500	266,500	370,500	225,250	192,100	154,000	148,500	180,000	320,372
付属設備	792,600	639,200	792,600	694,900	575,600	417,800	293,200	270,400	315,700	532,444
温水シャワー	423,800	406,100	455,900	419,700	375,600	287,600	189,000	165,200	203,700	325,178
コインロッカー	341,800	195,800	215,200	197,400	175,400	112,200	78,000	96,800	110,200	169,200
カヌー	0	17,500	54,300	55,000	7,800	0	0	0	0	14,956
パラソル	27,000	19,800	67,200	22,800	16,800	18,000	26,200	8,400	1,800	23,111
計	4,272,250	2,890,550	3,746,600	3,616,400	2,797,050	2,336,400	1,400,400	1,340,000	1,864,700	2,696,039
【参考】駐車場(自主事業分)		727,000	1,040,500	748,500	788,000	632,500	531,000	467,500	570,500	688,188
【参考】喫茶売上	7,221,716	9,541,359	7,983,085	5,982,419	4,090,903	3,779,290	3,573,940	3,412,790	3,895,920	5,497,936

※H26の喫茶は、7/15から開始。

備品一覧

品名	規格	個数
カヌー艇	クリアカヤック 素材:ポリカーボネイト L=3.39m、W=0.91m、H=0.456m	3
カヌー艇	テキーラタンデム 素材:ポリエチレン L=4.16m、W=0.71m、H=0.35m	5
コンロ	ガスコンロ RSB-7PRJ	1
その他の椅子	アダルカトリア 張地B	29
その他の椅子	チェア ジョイントテックス FJC-K6AL	1
その他の椅子	子供用いす 桜工業 子供椅子5号	5
その他の机	アール・エフ・ヤマカワ RFRT-800SW	10
その他の机	アダルロイド W1500 突板	10
その他の机	インサイドワゴン アール・エフ・ヤマカワ RFCAホワイト	1
その他の机	キャビネットテーブル BW-096N	1
その他の机	ダストテーブル BDW066	1
その他の机	ワークテーブル BW-066N	1
その他の机	ワークテーブル BW-097N	1
その他の机	木製デスク アール・エフ・ヤマカワ RFLD-1270	1
その他の雑具	ダンスフォース型アンカー 20Kg	5
その他の雑具	サメ網 45本150mm35G240目	1
その他の雑具	PEロープ大(黒) Φ14×200m	3
その他の雑具	メガホン TOA ER-1106W	3
その他の雑具	寸胴鍋(カレー等)モリブテン寸胴鍋33cm	2
その他の雑具	片手鍋(中)中華用39cm純チタン	2
その他の厨房用器具	エスプレッソコーヒーマシーン ECAM23210B	1
その他の厨房用器具	ガスフライヤー MGF-13FJ	1
その他の厨房用器具	コンパクト自動殺菌ソフトサーバー NA-1412AE	1
その他の厨房用器具	ジュースディスペンサー DS-10WC	1
その他の台	ガスコンロ台 BWG-096	1
その他の台	卓上ウオーマー架台 BWG-076N	1
その他の調理機器・器具	キューブアイスメーカー SIM-S9500U	1
その他の調理機器・器具	卓上ウオーマー MEW-350A	1
その他の調理機器・器具	電解水再生装置 WOX-40WA	1
その他の電気機械・器具	テレビ VIERA TH-50A305	1
その他の電気機械・器具	レジスター シャープ XE-A207-W	2
レンジ	電子レンジ NE-710GP	1
更衣箱	ロッカー W308×D4.685×H1.803 扉:スカイブルー	42
更衣箱	ロッカー プラス LK-32S	2
雑棚	パンフレットスタンド エヌケイ KPA-A412	1
事務用机	片袖机 ジョイントテックス 20L-107FN	2
炊飯器	炊飯ジャー2升炊き JNO-A360	1
冷蔵庫(冷凍庫含む)	冷凍ストックー SH-F190X	1
その他の室内器具	加湿空気清浄機	2
アンプ	卓上型デジタルアンプ	1
ボート	救命用ゴムボート(ECU4-942)	1

長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者業務仕様書

長崎市野母崎高浜海岸交流施設(以下「交流施設」という。)の指定管理者の業務の内容及びその範囲等は、本仕様書により行うものとします。

また、本文中に「条例」とあるのは「長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例」、「規則」とあるのは「長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例施行規則」を表します。

1 趣旨

本仕様書は、交流施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 交流施設の概要

- 名 称 長崎市野母崎高浜海岸交流施設
- 所 在 地 長崎市高浜町3963番地3ほか
- 設 立 年 月 日 平成26年7月15日
- 施 設 の 規 模 敷地面積 2,745㎡、延床面積 892㎡、駐車場用地 1,051㎡
- 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
- 施 設 の 内 容 **南棟** 多目的スペース(380㎡ 夏期は棧敷)、シャワー・更衣室、多目的トイレ、カヌー艇庫(30㎡)、芝生広場(540㎡)
北棟 憩い・交流・情報発信スペース(以下「交流スペース」という。)(93㎡)、テラス(154㎡)、事務室(18㎡)、
厨房(32㎡)、トイレ(14㎡)、倉庫(20㎡)、円形階段(240㎡)
駐車場 交流施設横駐車場(160㎡ 約10台分)、道路横駐車場(1,051㎡ 約50台分)
- 位置図及び平面図等 別紙1参照

3 管理に関する考え方

交流施設の管理運営は、次に掲げる項目に沿って行ってください。

- 交流施設が、市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資するものであるという設置目的を十分に踏まえ、管理運営を行ってください。
- 公の施設として、施設利用者の平等な利用及び利用者への公平なサービスの提供を常に確保するとともに良好な施設の維持管理を行うことを基本としてください。
- 利用者の安全確保に留意するとともに、施設的环境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本としてください。
- 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めてください。
- 個人情報の保護及び管理を徹底するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らすなど、自己の利益のために利用しないでください。

- (6) 事業計画等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適切な対応を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めてください。
- (7) 当該地域住民の利用促進を図るとともに、近隣住民や関係機関との良好な関係を維持してください。
- (8) ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減など、環境に配慮した運営に努めてください。

4 職員の配置等について

職員の勤務形態等については、労働関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に努め、業務遂行上必要な体制を確立するとともに施設管理や運営に支障がないように定めてください。

なお、日常業務だけでなく、不測の事態や災害等にも迅速かつ的確な対応ができる職員を配置してください。

また、利用者サービス及び利用者の安全性を低下させないという条件の下、経費節減ができる効率的な職員配置についての提案を事業計画書（第5号様式）及び収支予算書（第6号様式）に記載してください。なお、次に掲げる事項については遵守してください。

- (1) 交流施設の管理運営全般を総括する責任者としての役割を担うとともに、事業の実施及び来場者の対応等を行う者として、施設長を配置してください。施設長が責任者としての役割のみを担うことは妨げませんが、(5)の要件は満たしてください。また、施設長は甲種防火管理者の資格所有者としてください。なお、独立採算制で実施する「地域活性化に資する自由な提案に基づく事業」（以下「提案事業」という。）を兼務することは可能としますが、その取り扱いには募集要項の「6 経費に関する事項」に記載するとおりとします。
- (2) 施設長を補佐し、施設長不在時に代理する役割を担うとともに、事業の実施及び来場者の対応等を行う者として、職員を配置してください。なお、独立採算制で実施する提案事業を兼務することは可能としますが、その取り扱いは募集要項の「6 経費に関する事項」に記載するとおりとします。
- (3) 専門的な資格、技術等を要する業務については、必ず当該資格保有職員を配置してください。
- (4) 職員は、直接雇用し、労働関係法令を遵守してください。
- (5) 交流施設の開場時間内は、常に1名（7・8月の金土日は2名）以上の常勤職員を配置してください。
- (6) 海水浴場開設期間中には、受付・案内員、駐車場整理員、監視員など、施設を円滑に、かつ、安全に運営するために必要な人数を配置してください。特に、監視員については、安全管理上十分な人員を配置してください。
- (7) 監視員は、長崎県公安委員会が開催する海水浴場の監視人等に対する講習を受講してください。
- (8) 職員は制服を着用するなど、施設利用者が判別できるようにしてください。特に、監視員については一別できるようにしてください。
- (9) 職員に対し、施設の運営管理に必要な研修を実施してください。
- (10) 地元雇用に配慮してください。

※ 長崎市が想定する職員配置

- ・常勤職員：施設長1人、職員1人（通年）

- ・非常勤職員：臨時職員 夏期：清掃員、受付・案内員、駐車場整理員、監視員
夏期以外：清掃員
- ・その他：提案事業及び自主事業に必要な人員

5 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

ア 交流施設の利用の許可その他の交流施設の利用に関する業務

(7) 施設の利用の許可（取り消しを含む）

条例第5条（利用の許可）及び条例第11条（許可の取消し等）等に基づき、施設利用の許可等を行ってください。

(4) 施設の利用料金の徴収

a 多目的スペース（夏場は栈敷）・テラス、駐車場（市設置分）・附属設備の利用に係る料金は利用料金とし、指定管理者の収入とします。

b 利用料金の額は、長崎市が条例及び規則で定める額を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

また、利用料金の減免については、長崎市が条例及び規則で定める基準に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行います。

c 釣り銭は必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ってください。

d 料金を徴収する際は、電子決済を導入し、利用者の便宜を図ってください。なお、次の電子決済はできる限り利用できるようご配慮ください。

- ① VISA カード、②Master カード、③JCB カード、④アメリカンエクスプレスカード、⑤楽天カード、⑥Edy、⑦QUICPay、⑧WAON、⑨PayPay、⑩交通系 IC カード

イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務

(7) 施設の受付、案内

a 施設の概要等の基本情報を把握し、利用者又は電話等の問い合わせに対応してください。

b 施設利用者や電話等による苦情については、誠実かつ迅速に対応するとともに経過を記録してください。また、必要に応じて長崎市と協議しながら対応してください。

(4) 提案事業の運営

交流スペースを活用して実施する提案事業について、事業計画書（第5号様式）及び収支予算書（第6号様式）に記載してください。交流スペースでは、年間を通して提案事業の運営を行ってください。交流スペースの開場時間には準備時間を含めません。なお、経費については、募集要項の「6 経費に関する事項」に記載のとおりです。

喫茶の運営について、これまで指定管理業務として年間を通して運営することとしておりましたが、今期からは用途を喫茶（飲食）に限定せず、地域活性化に資する自由な事業を指定管理者の提案に基づき指定管理者の責任と費用により実施することに見直しを行いました。これは、長崎のもぎき恐竜パークの開設をはじめとする交流施設をとりまく環境の変化をふまえ、民間活力による施設の効果的な活用を期待して見直しを行ったものです。指定管理者による積極的な提案を求めます。

(ウ) イベントの実施

施設の利用者増を図るための多様な集客イベントを年間5回以上実施してください。

集客イベントに関する提案を事業計画書（第5号様式）及び収支予算書（第6号様式）に記載してください。長崎市ではイベントに係る経費として（年間550千円：税込）を想定しています。

(エ) 広告宣伝

次に掲げる事項を含めた広告宣伝に関する提案を事業計画書（第5号様式）に記載してください。

- a 交流施設の周知を図るとともに、効用を最大限に発揮できるような広告宣伝を行ってください。長崎市では旅行雑誌への掲載（年間500千円：税込）を想定しています。
- b 交流施設のホームページは必ず開設し、定期的に更新作業を行い、最新の情報提供に努めてください。また、効用を最大限に発揮できるよう、SNS（ツイッター、インスタグラム、フェイスブック等）等を活用した広告宣伝に取り組んでください。

(オ) 施設の利用に伴う備品類の貸出

ウ 地域の情報の発信に関する業務

野母崎地域の観光スポット、グルメ、イベントなどの情報を収集し、施設内での提供も含め、積極的な情報提供を行い、野母崎地区全体の交流人口増に努めてください。長崎市では施設内におけるパネル展示（20枚程度）及び地域情報チラシの作成を想定しています。

地域情報の発信に関する提案を事業計画書（第5号様式）及び収支予算書（第6号様式）に記載してください。

エ 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(7) 施設及び設備の保守点検

消防設備保守点検（年1回以上）を行ってください。

(4) 施設の清掃

- a 敷地内や施設内の清掃を行うとともに、定期的に除草（年2回以上）、砂の除去を行うなど、施設全体の美化に努めてください。
- b 特に、多目的スペースは、海風や季節風等の影響で砂の入り込みが想定されるので利用に支障が出ないように維持管理に努めてください。
- c 交流スペースは、日常清掃を行うとともに、年1回以上、消毒を含めた全体清掃を行うようにしてください。

(5) 施設及び設備の修繕

施設及び設備の修繕で1件あたり300千円未満（税込）のものは、長崎市が委託料に含めて支払う修繕料の範囲内において、速やかに実施してください。なお、執行（業者選定、見積徴取、契約）は、長崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第26号）に準じて行うようにしてください。

なお、執行にあたっては、市内（地元）業者への発注に努めてください。

(2) 長崎市が行う修繕

大規模な修繕及び(ウ)で定める指定管理者が行う修繕以外の修繕については、長崎市に

おいて計画的に行います。指定管理者は事業報告書等で要修繕箇所の報告を行ってください。

(カ) 備品類の管理・調達

- a 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、備品台帳等を備えてその保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と協議してください。
- b 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達してください。
- c 備品等の詳細の取り扱いについては、別途協定書において定めることとします。

(キ) その他の維持管理

a 芝生広場等の管理

芝生広場は、除草（年2回以上）や灌水等を適度に行い、良好な芝生の維持に努めてください。

b 施設の警備

- (a) 交流施設の建物については、機械警備を導入し、夜間及び休場日は機械警備による安全管理を行ってください。機械警備の機器は、指定管理者で準備してください。
- (b) 開場時間中は、定期的に巡回するなど、来場者の安全に配慮し、事故防止に努めてください。
- (c) 事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処してください。

c ポンプアップ槽の管理

ポンプアップ槽の制御管理を日頃から行うとともに、汲み取り・清掃（年1回以上）を行ってください。

オ ア～エに付随する業務

(7) 海水浴場の開設及び管理

- a 夏期は、高浜海水浴場開設のため、関係機関への海水浴場開設届け出業務及びそれに付随する業務を行ってください。海水浴場の開設期間は、毎年度、予め長崎市と協議し、決定してください。
- b 海水浴場開設前にサメ進入防止網、浮島の設置を行い、期間終了後は撤去してください。なお、サメ進入防止網及び浮島は長崎市所有物を使用することができます。
- c 海水浴場開設前に施設内へ流入した砂等の除去を行うとともに、2年に1回以上は砂浜の整地を行ってください。

(4) 地域との連携を図るための意見交換

地域との連携を図るために、地域との意見交換を行ってください。

(5) 事業計画書及び収支予算書の作成

翌年度分の事業計画書及び収支予算書を毎年度作成し、市が指定する日までに提出してください。

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

- a 管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成してください。長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出してください。

- b 月次事業報告書を毎月作成し、翌月 10 日までに提出してください。
- c 年間事業報告書を作成し、翌年度の 4 月末日までに報告してください。
- (f) 施設の利用実績の記録・集計
施設区分毎に利用者数及び金額を集計し、翌月 10 日までに報告してください。
なお、海水浴場期間中は海水浴利用者の総数を駐車場（自主事業分を含む。）又は海水浴場においてカウントしてください。
- (g) 施設的环境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告
市の環境に関する方針や目標に基づいた施設の管理運営を行うとともに、所定の様式により報告してください。
- (h) 職員研修
職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めてください。
- (i) 利用者等からの苦情への対応
利用者等からの苦情や要望については、誠意をもって適切かつ迅速に対応するとともに、長崎市へ報告してください。また、アンケートBOXの設置や聞き取りによる利用者アンケートの実施など、利用者の声を反映するための仕組みづくりに努め、改善状況について長崎市へ報告してください。
- (j) その他の業務
 - a 必要な範囲において、長崎市が実施する業務に協力してください。
また、長崎市と定期的に協議の場を設けるなど、行政情報の収集を図るよう努めてください。

(2) 自主事業

提案した事業を実施してください。

※(1)イ(4)提案事業の運営については、交流スペースにおける年間を通した地域活性化に資する事業を想定していますが、自主事業については、海水浴期間の浮き輪等の貸し出し、バーベキューや飲食物等のテイクアウトなど交流スペース以外で実施する事業を想定しています。

【参考】指定管理者が行う業務の範囲 一覧

	内 容	経 費
(1) 指定管理業務	ア 交流施設の利用の許可その他の交流施設の利用に関する業務 (7) 施設の利用の許可（取り消しを含む） (4) 施設の利用料金の徴収	利用料金収入と指定管理委託料
	イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務 (7) 施設の受付、案内 (4) 提案事業の運営 ※ (7) イベントの実施	

	(エ) 広告宣伝 (オ) 施設の利用に伴う備品類の貸出 ウ 地域の情報の発信に関する業務 エ 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (7) 施設及び設備の保守点検 (4) 施設の清掃 (9) 施設及び設備の修繕 (エ) 長崎市が行う修繕 (オ) 備品類の管理・調達 (カ) その他の維持管理 オ ア～エに付随する業務 (7) 海水浴場の開設及び管理 (4) 地域との連携を図るための意見交換 (9) 事業計画書及び収支予算書の作成 (エ) 事業報告書及び収支決算書の作成 (オ) 施設の利用実績の記録・集計 (カ) 施設的环境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告 (キ) 職員研修 (ク) 利用者等からの苦情への対応 (ケ) その他の業務	利用料金収入と指定管理委託料
(2) 自主事業	「(1) 指定管理業務」以外の指定管理者の提案に基づく事業	指定管理者

6 指定期間等

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

7 開場時間及び休場日等について

開場時間及び休場日の承認の基準は概ね次のとおりです。

- (1) 開場時間：午前 10 時から午後 6 時までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間以上
- (2) 休 場 日

ア 夏期（条例第 5 条第 2 項に規定する期間）：休場日なし

イ 夏期以外：毎週火曜日（祝日の場合はその日以後の祝日でない日）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間内の日

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができます。

※「夏期」については、海水浴場開設期間に合わせ、市と指定管理者が協議のうえ決定します。

(令和5年度実績 令和5年7月15日～8月31日)

8 法令等の遵守

交流施設の管理及び事業実施にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守し、業務を遂行してください。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令
- (2) 個人情報保護に関する法律及び長崎市保有個人情報等安全管理措置規程
- (3) 消防法
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- (5) 長崎県遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例及び同条例施行規則
- (6) 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例及び同条例施行規則
- (7) 長崎市暴力団排除条例
- (8) その他、業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守してください。
指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

9 経費等について

(1) 事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の報告を行ってください。

(2) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行ってください。

(3) 立入検査について

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

10 指定管理者の賠償責任と保険の加入

長崎市が加入している保険は次のとおりです。指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。

ア 公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済

イ 全国市長会市民総合賠償補償保険

本保険の賠償責任保険の内容は次のとおりです。ただし、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象になりません。また、指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについても対象になりません。

契約類型		D型	
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

11 業務実施上の注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないでください。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施してください。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行ってください。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、防火管理者を定めるものとします。
防火管理者は消防計画を作成し、消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行ってください。
- (5) 施設利用者の利便に資するため、開場時間、休場日の変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行ってください。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行ってください。
- (7) 指定期間中、年度ごとの予算については、長崎市の財政の状況等により金額が変更となる場合があります。

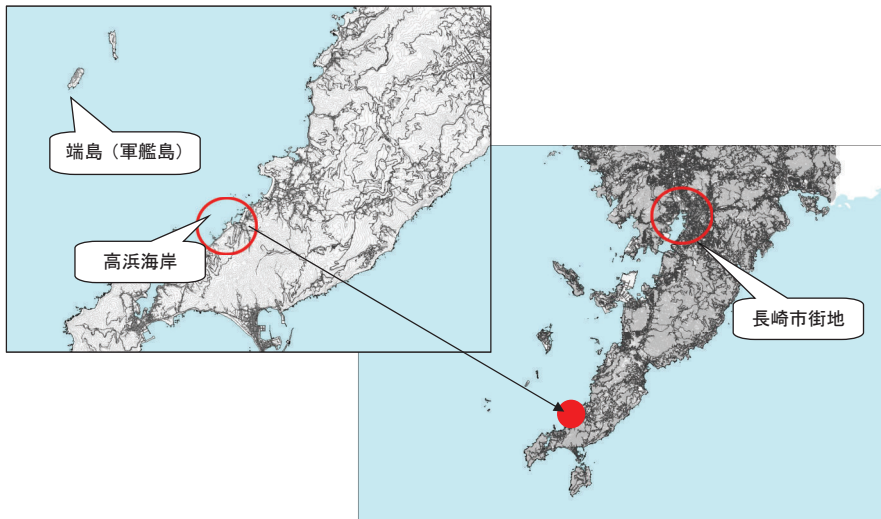
12 協議

この仕様書に規定するもののほか指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し、決定します。

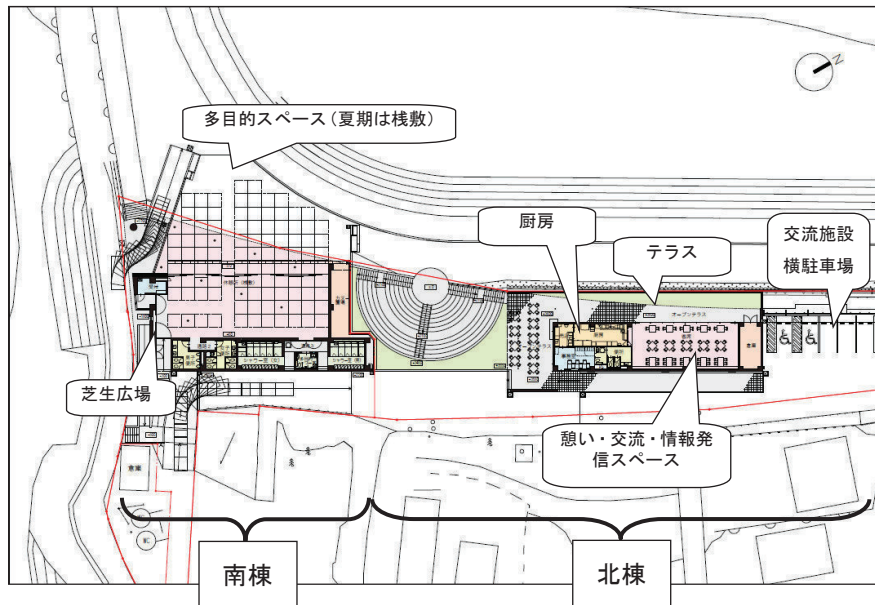
1 野母崎高浜海岸交流施設

別紙 1

(1) 位置図



(2) 平面図 (配置図)



(3) 駐車場

